

本庄市立図書館協議会次第

日時 令和 2年10月30日（金）
午前10時～
場所 本庄市立図書館2階 会議室

1. 開 会
2. あいさつ
3. 委員の交代について
4. 議 事
 - (1) 令和2年度図書館要覧について
 - (2) 図書館本館の開館時間について
5. そ の 他
 - ①新型コロナウイルスの感染症に係るこれまでの図書館の対応について
 - ②文部科学大臣表彰について
 - ③次年度の任期満了に伴う図書館協議会委員の公募等について
6. 閉 会

協議会資料

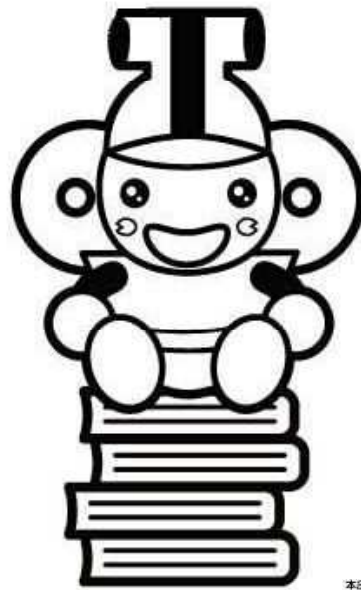
- 資料1 令和2年度図書館要覧
資料2 図書館本館の時間延長の試行期間の終了について
(付属資料)

その他資料（同時配付資料）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る本庄市立図書館の経過状況
(日図協ガイドライン、「新しい生活様式」安心宣言など)

令和2年度

図書館要覧



本庄市マスコット
はにぼん

本庄市立図書館

目 次

運営の基本方針・組織・機構	1
図書館の予算	2
図書館のあゆみ	3
利用の手引き	6
施設ガイド	7
移動図書館	10
郷土資料の特色	11
令和元年度事業報告	12
文芸講演会の記録	13
統 計	15
令和元年度貸出ベストリーダー	20
令和2年度雑誌リスト	22
令和2年度新聞リスト・図書館案内図	24
本庄市立図書館設置及び管理に関する条例	25
本庄市立図書館運営規則	27
本庄市立図書館協議会会議規則	29
図書館協議会委員	30

令和2年度 運営の基本方針・組織・機構

市民の文化的要望に応えるため、図書館資料や情報の整備・充実に努め、生涯学習施設として市民が気軽に利用できる図書館をめざす。

重点施策

I 図書館の整備と充実

- ① 図書館利用者の増加と蔵書の充実に努める。
- ② 施設の特性を活かした効果的な活用と利用促進を図る。
- ③ 安全・安心のための設備の点検と整備を推進する。

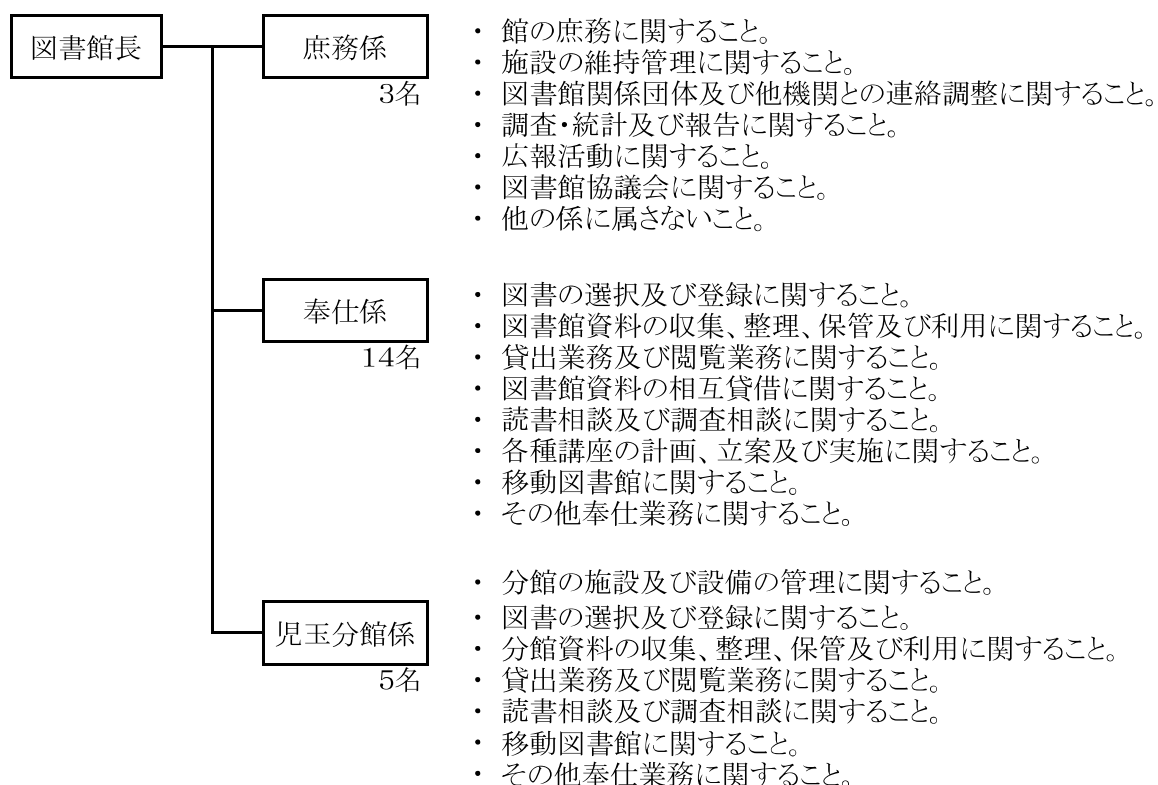
II 図書館サービス網の確立

- ① 学校図書館や関係機関との連携を図り、広域利用や相互協力を推進する。
- ② 読書グループやボランティア団体の育成を図り、団体貸出を推進する。

III サービス業務の充実

- ① レファレンスサービスをはじめ、幼児、児童、青少年向けサービスの充実に努める。

組織・機構



図書館の予算

(1) 図書館費の当初予算

(単位:千円)

	令和2年度	平成31年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
市予算(一般会計)	28,634,000	28,427,000	27,651,000	28,373,000	29,714,000
教育費	3,152,996	3,091,414	3,251,863	2,811,239	4,085,435
図書館費	71,355	61,643	60,365	70,395	583,523

(2) 図書館費の当初予算の内訳

(単位:千円)

	令和2年度	平成31年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
図書館費	71,355	61,643	60,365	70,395	583,523
報酬	4,211	75	75	149	75
報償費	296	1,200	1,185	1,227	1,190
旅費	98	55	60	65	78
需用費	8,724	7,959	7,533	12,076	7,714
役務費	5,199	5,193	5,170	1,230	1,440
委託料	10,246	10,035	9,325	17,408	27,819
使用料及び賃借料	4,525	4,557	4,516	5,864	2,503
工事請負費	0	0	0	0	481,837
公有財産購入費	0	0	0	0	0
備品購入費(図書費)	13,633	13,625	13,722	13,680	17,132
備品購入費(図書以外)	0	0	0	0	25,000
負担金補助及び交付金	37	37	37	37	37
賃金他(R2から給料)	24,386	18,907	18,742	18,659	18,698

(3) 市民1人当たり資料費

(単位:円)

資料費	令和2年度	平成31年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
市民1人当たり資料費	199	199	198	197	239

図書館のあゆみ

年 月 日	事 項
昭和25. 9. 1	本庄小学校醇風館内に本庄公民館が設置され、図書部が置かれる。 蔵書数、約2, 000冊。
26. 10. 31	本庄公民館に埼玉県立図書館本庄分館を併設。
29. 7. 1	市制執行により本庄市となる。
33. 4. 1	本庄市立図書館を設置し図書館業務を開始。 (現在の歴史民俗資料館内に本庄公民館と併設される。)
36. 5	図書館協議会発足。
42. 7. 1	北原読書会が西小学校地域読書会として発足。以後、地域に波及。
44. 4	「図書館だより」を「市政だより」の一隅に掲載。
45. 1	本庄市良い本を読む運動推進委員会発足。 「家庭と読書」創刊。
45. 10.	第1回文学散歩“秋の信濃路”実施。
46. 1. 20	旧国保病院跡を改修し、独立館となる。蔵書数、19, 206冊。
47. 1	「母と子の部屋」を設置する。
48. 4	本庄市読書会連絡協議会発足。
49. 7	本庄市読書会児童文庫が、久々宇、仁手、千代田に開所し配本を開始。
49. 11. 2	本庄市読書会連絡協議会が社団法人読書推進運動協議会より第4回読書推進賞を受賞する。
49. 11.	古典講座「蜻蛉日記」開始。講師、坂上勇太郎氏。
52. 4	本庄東地区市民センターに「ミニ文庫」開設。
52. 12. 28	石川三四郎翁顕彰碑（若泉第二公園内）完成。
53. 7	本庄西地区、本庄南地区市民センターに「ミニ文庫」開設。
53. 10.	石川三四郎遺族より、蔵書3, 000冊が寄贈される。
54. 9. 1	石川三四郎記念室（旭山文庫）創設。
55. 7	本庄藤田地区市民センターに「ミニ図書室」設置。
55. 7.	新図書館工事のため、西小学校校庭内に仮設図書館を設置し移動。
55. 9. 1	本庄市立図書館新築工事着工。
55. 12.	「本庄付近のむかしばなし」刊行。
56. 11. 10	本庄市立図書館新館落成。
57. 1.	石川三四郎コーナー設置。
57. 4.	本庄旭地区市民センターに「ミニ図書室」設置。
57. 10.	こども1日図書館員企画。「ふるさと文庫」コーナーを設置。緑陰図書館開始。
57. 8. ~10	「復刻版・初版本で見る日本近代文学史展」開催。
59. 7. 18	パソコンによる図書館システム稼働。
59. 10.	第2回地方公共団体PC大会において「本庄市立図書館システム」が優秀賞を受賞。
59. 11.	市制施行30周年記念事業特別展「戸谷文庫と文人展」開催。
60. 3	「21世紀の時の旅人未来ちゃん」を図書館前庭に埋設。
60. 10	移動図書館車による運行開始。（軽貨物自動車、約300冊積載） 藤田、北泉公民館、南小、寿楽園、4ヶ所を運行。
61. 5. 29	本庄市立図書館の広報紙「家庭と読書」が昭和60年度埼玉県市町村教育委員会広報誌コンクールで優秀賞を受賞。
63. 5	「絵本原画展」開催。
63. 9.	移動図書館車の愛称が公募により「もくせい号」に決定。
平成元. 2. 3	新移動図書館車による運行開始。（26人乗りマイクロバス改造車、約3, 000冊積載） 市内12ヶ所を運行。
元. 5.	「飛び出す絵本展」開催。

年 月 日	事 項
平成元. 10.	市制施行35周年記念「ふるさと文庫展」開催。
3. 2.	オフィスコンピューターによる図書館システム導入。
3. 5.	復刻童話雑誌展「おとぎの世界」開催。
3. 10～11	「本庄まつり版画原画展」、市内小学生対象「読書感想画展」開催。
4. 5	「世界の絵本展」開催。
4. 10～11	一周忌追悼「昭和の黙阿弥・宇野信夫展」、「読書感想画展」開催。
4. 10～11	「海外コレクション絵本展」開催。
6. 11.	「図書館音楽の夕べ・チェロコンサートと朗読」開催。
7. 10～11	「こどもたちの絵本展」開催。
7. 11. 10	本庄市読書会連絡協議会が本庄市長より教育文化功労賞受賞（市政功労表彰）。
8. 1.	クライアント・サーバ方式による図書館システムL i c s - R導入。
8. 10～11	「こどもたちの絵本展」開催。「早稲田大学図書館所蔵明治期図書展」開催。
9. 11	閉架室移動書架工事完成。
10. 12. 16	石川三四郎遺族より寄付金650万円受入。
11. 4. 1	児玉郡市広域市町村圏内広域利用開始。開館時間変更（午前9時30分～午後6時まで）
12. 3.	「石川三四郎資料目録」刊行。
12. 12.	図書館 システムL i c s - R II 導入。
13. 4. 1	児玉郡市内図書館の他に岡部町を含めた広域利用開始。
13. 4. 1	We bハウジングによる蔵書検索用ホームページを開設。
13. 7. 1	インターネットによる発注・MARK等業務上の活用を図る。
13. 9. 6	移動図書館車「もくせい号」の巡回場所として前原、日の出童センターの2カ所を増設する。計12ヶ所。
13. 10～11	図書館設立20周年記念展「知っていますか？ふるさとの人物展」開催。
14. 9.	ブックスタート準備事業開始。保健センターにて「読み聞かせ」と「利用案内」配布
14. 10～11	「ゾルゲ事件って何？映画『スパイ・ゾルゲ』と関連資料展」開催。
15. 4. 1	ディーゼル車の排気ガス規制により、移動図書館車「もくせい号」が廃車につき、軽貨物自動車をミニ移動図書館車として9ヶ所運行。
15. 11.	「この本よんだ？親から子へ語り継がれる図書展」開催。
16. 11.	図書館読書週間企画展「あの人が書いた本！～本庄ゆかりの人たちの著作展」開催。
17. 4	ブックスタート事業開始（絵本入りパックの配布は11月から）。
17. 11. 8～21	「明日、ふるさとになる町＜児玉＞展」開催 写真パネル等児玉関係資料等を展示。
18. 1. 10	本庄市・児玉町合併。本庄市立図書館が本館、児玉町立図書館が児玉分館となる。
18. 10. 1	図書館システムLOOKS21/P 導入。本庄本館と児玉分館のシステム統合。 インターネットによる予約受付開始。
18. 11. 7～19	「こんな凄い偉人がいた『日本の良心』と呼ばれた男 石川三四郎展」開催。
19. 11. 7～18	「ふるさとが生んだ盲目の国学者 塙保己一展」開催。
20. 11. 8～18	「朔風の詩人 高橋秀一郎展」開催。
21. 7	新移動図書館車（約1,500冊積載）の愛称が公募により「ほきいち号」に決定。
21. 11. 6～13	「企画展 ほきいち号がやってきた！夢を運ぶ移動図書館車展」開催。
21. 11. 10	「ほきいち号」による運行開始。市内13ヶ所を運行。
22. 11. 17～28	「本庄ゆかりの文芸雑誌展」開催。
23. 3. 11～4. 14	東日本大震災発生（23.3.11）及びその後の計画停電に伴い、開館時間を午前9時30分から午後5時までに変更した。
23. 11. 16～27	本館30周年記念展「知っていますか、ふるさとの文学—詩とエッセイと本庄—」開催。
24. 10. 12～21	企画展「埼玉文芸賞と本庄」開催。
25. 11. 12～17	企画展「写真で見る石川三四郎の生涯」開催。
26. 6. 18	本館大規模改修工事の設計を委託（～27.3.30）
26. 10. 19～11. 2	企画展「蕪市場と山車」開催。

平成 26.11.1～22	企画展「図書館員が選んだ子どもの本」開催。
27.9.19	本館大規模改修工事着工。
27.11.4	本館大規模改修工事のため、旧いまい台交流センターに仮図書館を開設。(～28.10.14)
28.10.31	本館耐震補強工事竣工。
29.1.21	本館リニューアルオープン。休日開館を実施。
29.7.1	図書館システムリプレイスによりLOOKS-iへ移行。
29.7.20	本館、木・金曜日午後8時まで時間延長。(試行)
29.11.14～24	企画展「中山道と本庄宿」～絵図から見る今と昔～ 開催。
30.4.1	雑誌スポンサー制度導入。
30.11.1～29	企画展「宮沢賢治の世界」開催。
令和 元.9.4～29	企画展示「トルコ共和国ってどんな国？」開催。
元.11.1～12.1	企画展「資料に見る 本庄のすがた」～江戸・明治・大正・昭和～ 開催。

利用の手引き

はじめて本を借りる方へ

●本を借りられる方は

- ・本庄市、美里町、神川町、上里町、深谷市にお住まいの方
- ・上記以外の地域から、本庄市内に通勤・通学している方
- ・本庄市内の学校・会社などで利用登録した団体



本館カウンター

●貸出冊数・貸出期間

区分	冊数	期間
本（雑誌、紙芝居を含む）	10冊	15日間
CD、DVD、録音テープなど	1点	15日間

●開館時間

午前9時30分～午後6時15分

（試行：本館のみ 木・金曜日 午前9時30分～午後8時）

●休館日

- ・毎週月曜日（祝日の場合は翌日）
- ・毎月末日（土・日・月曜日および祝日の場合は翌日）
- ・年末年始（12月28日～1月4日）
- ・特別整理期間

●調べものは

- ・お気軽に職員へお尋ねください。
国会図書館、県立図書館など全国の図書館との相互貸借や目録検索などを使って、必要な資料を見つけるお手伝いをし、その資料を貸出することができます。

●本の予約・リクエスト

- ・お探しの本が貸出可能の場合は予約できます。
お読みにになりたい本が当館に所蔵していない場合は、リクエストをしてください。
他館から借用したり購入したりして、できる限りご希望にお応えします。

●コピーサービス

- ・図書館資料に限り、必要なところをコピーできます。資料によっては著作権法により複写制限されるものもあります。



児玉分館カウンター

施設ガイド

■本館の1階フロア

赤ちゃんからお年寄りまで、すべての年代の人々に読んでいただける本が並んでいます。

ふるさと文庫



本庄市・児玉郡を中心にした郷土の歴史や風土に関するもの、著作などを集めた書架です。



建物 / 延べ床面積 2778.74㎡
構造 / 鉄筋コンクリート造 3階

雑誌コーナー



約70タイトルの雑誌が並んでいます。最新刊以外は貸出ししています。

児童室



木のぬくもりに満ちた空間で、絵本や物語に親しむことができます。

情報検索コーナー



設置されている端末を利用して、インターネットを閲覧することができます。

その他におはなしコーナー、ヤングアダルトコーナー、視聴覚コーナーなどの特設コーナーがあります。

■本館の2階フロア

2F



読書室



ゆっくりと読書を楽しんだり、閲覧できる席が、70席あります。

レファレンス室



郷土資料をはじめ行政資料、統計資料、辞書などが保管されています。職員が資料や参考図書をご案内したり、調べかたもご提示します。

資料展示室



本庄市出身の社会思想家、石川三四郎の資料が展示、保管されています。明治、大正、昭和の社会運動史を知る上で貴重な資料です。

■本館の3階フロア



多世代交流室



利用者同士の交流や公衆Wi-Fiの利用ができます。

和室



靴を脱いでゆったり過ごせるスペースです。読み聞かせなどを楽しむことができます。

中高生活動室



中高生の活動展示や情報収集に利用できます。

ウッドデッキ



その他に赤ちゃんのおむつ替えや授乳ができる赤ちゃんの駅があります。

■児玉分館のフロア

児玉分館は、大きな窓の外にあるケヤキが四季折々の彩をそえるワンフロアの施設です。一般書架と児童書架が一緒になっているアットホームな図書館です。

児童書架



絵本や紙芝居など自由に選ぶことができます。

A V コーナー



CD、DVDを館内で視聴いただけます。
ご希望により貸出もいたします。

建物	／ 児玉文化会館セルディ内1階
面積	／ 図書館面積 408.91㎡



移動図書館

■駐車時間

駐車場	駐車時間
本庄東小学校	13:30 ~ 14:30
本庄西小学校	13:10 ~ 14:10
藤田小学校	13:30 ~ 14:30
仁手小学校	13:25 ~ 14:25
旭小学校	13:20 ~ 14:20
北泉小学校	13:15 ~ 14:15
本庄南小学校	13:30 ~ 14:30
中央小学校	13:20 ~ 14:20
児玉小学校	13:30 ~ 14:30
金屋小学校	13:30 ~ 14:30
秋平小学校	13:30 ~ 14:30
共和小学校	12:45 ~ 13:45

■車両概要

名称 ほきいち号
車両 専用移動図書館車
積載冊数 約1,500冊

(平成21年11月から運行)

■巡回周期

市内各小学校 12校 月1回

郷土資料の特色

石川三四郎資料

石川三四郎について

1876年(明治9年)～1956年(昭和31年)80歳で死去。

石川三四郎は本庄市出身のアナーキストであり社会思想家。旧姓は五十嵐。別名・旭山、不尺。図書館では「石川三四郎資料室」を創設し、遺族より寄贈された三四郎の著作物のほか、直筆原稿・書簡などを常設展示しています。

石川三四郎は、1902年に記者として万朝報社に入社以来、堺利彦、幸徳秋水、木下尚江、内村鑑三、田中正造、福田英子、荒畑寒村等と運動を共にしながら、論説者・発行者・編集者として活躍しました。三四郎が残した月刊「ディナミック」(29年発刊)他の資料は、散逸が激しく、残存資料が少ない時代の資料として、また、明治・大正・昭和のアナキズムの流れを知る上での重要な資料となっています。また、海外脱出をした三四郎が会った、カーペンター、ポール・ルクリュ、エリゼ・ルクリュ、他、学者、知識人との交友の記録も日本では数少ない大変貴重な資料です。

三四郎独自の思想形成に深い影響を与えた、約4,000点の石川三四郎関連資料は、国の内外から訪れる人々の研究に利用されています。



俳諧資料

戸谷双鳥について

1774年(安永3年)～1849年(嘉永2年)

江戸時代中後期武蔵国本庄宿において、中央俳壇と地方俳壇の媒介的役割をしつつ、蘭更、月居、一茶等の俳人と交流があった豪商です。本庄宿では戸谷家を中心に多くの俳人たちの交流がありました。当館には当時の俳諧資料(写)が約250点保存されています。



主な俳諧資料

- ・奉納其三集(蘭更)
- ・ありのとう(単兆)
- ・くろねぎ(長翠)
- ・さらば笠(一茶)
- ・せりのね(以鳩)
- ・はなのつと(鹿古)
- ・牛曳集(双鳥)
- ・せみ塚集(冥々)
- ・碩布発句集(逸淵)
- ・諸郡銘録
- ・小蓑庵月並草稿

『群書類従』

埜保己一について

1746年(延享3年)～1821年(文政4年)

江戸時代中期の国学者で、現在の児玉町保木野に生まれました。

7歳の時失明、15歳で江戸に出て国学を学びます。学問に精進した結果、学者としての名声も上がり、38歳で検校(盲人の最高位)となります。

寛政5年(1793年)幕府保護のもとに江戸番町に和学講談所をたて、多くの門人を養成しました。またここを拠点に『群書類従』の編纂を行い、水戸藩からの『大日本史』の校正依頼をはじめ数々の資料等の編集事業を行いました。『群書類従』の編纂は貴重な古典籍が散逸していくのを嘆いた保己一が生涯をかけて取り組んだ一大事業で、記録や手紙にいたるまで数多くの資料を集めて、校訂・分類し、版木本666冊にして足かけ41年をかけて刊行し、文政2年(1819)に完成しました。保己一の残した数千にもおよぶ書物は今でも日本文学を研究するうえで欠かすことのできない貴重な資料となっています。



本庄出身者関連著作物を収集しています

新井 淳(映画俳優) 卜部喜太郎(弁護士) 小林菊重(詩人) 滝本金蔵(登別温泉開拓者) 竹越三又(歴史学者) 長沼依山(童話作家) 茂木小平(養蚕家) 飯島貞(詩人) 四方田草炎(画家) 岡本潤(詩人) 宇野信夫(劇作家・演出家) 藤田三郎(詩人) 月村敏行(詩人・文芸評論家) 他、松崎移翠(詩人) 水島治平(郷土史家) 小暮雪堂(文人) 高田漣五郎(歌人) 本庄晋一(医師) 諸井恒平(実業家) 金井総兵衛 彌共(算学) 他

令和元年度事業報告

一般対象

期 日	事 業 名	内 容	参加人数
6月～2月	読書講座(本館)	「枕草子」「方丈記」を読む 講師:小林ミチ子 氏	延 247人
9月4日～ 29日	企画展示「トルコ共和国ってどんな国？」	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウンに登録した、トルコ共和国についてパネルや資料を展示。	—
10月27日	DVD上映会(本館)	一般を対象としたDVD上映会。	50人
11月1日～ 12月1日	企画展「資料に見る本庄のすがた」～江戸・明治・大正・昭和～(本	本庄の江戸から昭和への移り変わりを、パネルや資料で展示。	—
11月2日	本のリサイクルフェア(児玉分館)	除籍した資料や市民から寄せられた図書等の再利用。	244人
11月9日	文芸講演会(本館)	「文学作品に見る 本庄のすがた」～知らなかった本庄のこぼれ話あれこれ～ 講師:本田 豊 氏	60人
2月11日	児童講座講演会	「読み聞かせの基本-読書の楽しさを伝える本選び・読み方-」 講師:代田 知子 氏	52人

児童対象

期 日	事 業 名	内 容	参加人数
4月～2月	おはなし会	本館:毎月第2・4土曜日、児玉分館:毎月第2土曜日 絵本の読み聞かせや紙芝居を実施。	607人
4月～2月	ブックスタート(本館)	月1回、保健センターでの乳幼児9・10か月児健康相談時に読み聞かせを行い、絵本、コットンバッグなどを贈呈。	461人
4月～3月	絵本とわらべうたのおはなし会	本館:毎月第1木曜日、児玉分館:毎月第2水曜日 絵本の読み聞かせとわらべうたを歌う。	295人
6月～2月	出張おはなし会	市内各小学校の1年生を対象に学校でおはなし会を実施。	749人
7月25日	夏休み手作り工作教室(本館)	「きらきらスノードーム作ろう」を実施。	31人
7月26日、8月2 日・17日・23 日、12月26日	DVD上映会(本館)	幼児・親子、小学生を対象にしたDVD上映会。	162人
7月27日	夏休みプチシアター(児玉分館)	幼児・親子、小学生を対象にしたDVD上映会。	18人
7月31日	夏休み応援企画「こども書道教室」(児玉分館)	セルディ2階大会議室において、夏休みの書道の宿題の書き方などを教える。 講師:小林八重子 氏	19人
8月8日	夏休みおはなし会(本館)	おはなしや絵本、紙芝居、腹話術などを実施。	86人
8月21日	おはなしのつどい(児玉分館)	セルディ和室において、わらべうた・絵本等の読み聞かせ、紙芝居・などなど・うたあそびなどを実施。	14人
12月14日	クリスマスおはなし会(本館)	ハンドベル、おはなし、絵本、紙芝居、人形劇などを実施。	62人
12月20日・ 21日	児玉分館工作教室「ミニツリーを作ろう」(児玉分館)	「ミニツリーを作ろう」を実施。	31人
6月11日、11月 15日、1月17日、 2月20日	図書館見学(本館)	6/11西小2年生(2クラス)、11/15すみれ幼稚園、1/17旭小2年生(2クラス)、2/20北泉保育園が来館し、絵本の読み聞かせや館内見学・本の貸出を行なった。	171人
5月22日 9月10日	図書館見学(児玉分館)	5/22金屋小2年生(1クラス)、9/10児玉小2年生(3クラス)が施設見学を行なった。	108人

文芸講演会の記録

実施年月日	テ ー マ	講 師	会 場	参加人員
昭和57. 11.	小説を読むということ	河野 多恵子 (作家)	中央公民館	
昭和58. 2.	文献に基づく戦後における埼玉の文学	小林 鶴男 (県立浦和図書館長)	市立図書館	54
昭和58. 9. 25(日)	わが人生わが文学	上田 三四二 (作家)	市立図書館	48
昭和59. 12.	名も無き戦犯の妻たち ※1	上坂 冬子 (作家)	中央公民館	
昭和60. 3. 23(土)	「炎の谷」秩父事件始末記	下山 二郎 (郷土史家)	市立図書館	55
昭和60. 11. 9(土)	「芥藤茂吉」の晩年の師弟	田中 隆尚 (歌人・元群馬大学教授)	市立図書館	48
昭和61. 11.	生きる ※2	藤原 てい (作家)	中央公民館	
昭和62. 2. 7(土)	日本からみたフランス フランスからみた日本	井田 三夫 (慶応大学教授)	市立図書館	120
昭和62. 11. 28(土)	わたしが母からもらったもの ※3	西村 滋 (作家)	中央公民館	320
昭和63. 11. 12(土)	絵と人生	窪島 誠一郎 (信濃デッサン館主・文筆家)	市立図書館	180
平成元. 11. 25(土)	文壇雑学	山本 容朗 (文芸評論家)	市立図書館	100
平成 2. 10. 27(土)	私の詩と人生	大木 実 (詩人)	市立図書館	80
平成 3. 11. 30(土)	いのちの贈り物	重兼 芳子 (作家)	中央公民館	165
平成 4. 10. 24(土)	異色の画家・四方田草 炎の生涯	海老原 友忠 (美術評論家)	市立図書館	70
平成 5. 10. 9(土)	夏目漱石を読む	岡 三郎 (青山学院大学教授)	市立図書館	140
平成 6. 10. 8(土)	松尾芭蕉の実像を求めて	田中 義政 (与野市立図書館長)	市立図書館	98
平成 7. 10. 7(土)	漱石「坊っちゃん」を読む	半藤 一利 (作家)	市立図書館	115
平成 8. 10. 19(土)	城を見歩く楽しみ	片桐 幸雄 (前立教大学教授)	市立図書館	113
平成 9. 10. 19(土)	漱石書簡の魅力	紅野 敏郎 (早稲田大学名誉教授)	福祉会館	93
平成10. 11. 7(土)	源氏物語の魅力	冬木 格 (作家・格亭企画主宰)	市立図書館	106

実施年月日	テーマ	講師	会場	参加人員
平成11. 10. 30(土)	今、伝えたいこと ※4	山崎 朋子 (作家・女性史研究家)	本庄市役所	150
平成12. 10. 29(日)	モロッコの石川三四郎とその後	山口 晃 (駒沢大学講師・英語塾経営)	市立図書館	86
平成13. 10. 27(土)	小説「フィクション」を書く	関口 芙沙恵 (推理作家)	市立図書館	88
平成14. 11. 17(日)	縁切寺を素材とした時代小説	高木 侃 (大学教授)	市立図書館	92
平成15. 11. 22(土)	平家物語の女性たち	青木 美枝 (古典文学講座講師)	市立図書館	108
平成16. 11. 13(土)	漱石文学の中の家族関係	岡 三郎 (青山学院大学名誉教授)	市立図書館	108
平成17. 11. 19(土)	幕末の郷土『修羅の川』を生きた人々	関口 芙沙恵 (推理作家)	市立図書館	106
平成18. 11. 18(土)	石川三四郎企画展記念特別講演会	北沢 文武 (『石川三四郎と思想』の著者)	市立図書館	90
平成19. 11. 18(日)	宮中の食文化と日本の食事情	谷部 金次郎 (昭和天皇和食担当)	市立図書館	116
平成20. 11. 15(土)	60年代の詩と高橋秀一郎	郷原 宏 (詩人・文芸評論家)	市立図書館	91
平成21. 11. 8(日)	郷土から世界を見つめていた人 ヘンリーソローの日々	山口 晃 (駒沢大学講師・英語塾経営)	市立図書館	50
平成22. 11. 19(土)	文芸同人誌とこだま文学会	松本 鶴雄 (文芸評論家)	市立図書館	52
平成23. 11. 20(土)	みんなでいっしょ 連句のはなし	宇咲 冬男 (俳人・作家)	市立図書館	49
平成24. 10. 20(土)	『孤独の力』～詩人の作品をとおして	北畑 光男 (詩人)	市立図書館	60
平成25. 11. 7(日)	『石川三四郎の思想入門』～21世紀のものの考え方	岡 三郎 (青山学院大学名誉教授)	市立図書館	89
平成26. 11. 9(日)	漫画家と母親になって	アキヤマ 香 (漫画家)	市立図書館	74
平成28. 3. 5(土)	娘が語る詩人・吉野弘	久保田 奈々子 (詩人 吉野弘の長女)	J Aひびきの本店	94
平成29. 1. 28(土)	田島弥平と郷土の人々	関口 芙沙恵 (推理作家)	市立図書館	100
平成29. 11. 18(土)	中山道本庄宿	柴崎 起三雄 (郷土史家)	市立図書館	65
平成30. 11. 17(土)	宮沢賢治を読みなおすー「雨ニモマケズ」の読解ー	須藤 与志 (『泥塑賢治』の著者・元教員)	市立図書館	62
令和元. 11. 9(土)	「文学作品にみる本庄のすがた」～知らなかった本庄のこぼれ話あれこれ～	本田 豊 (武蔵野史学会代表・元埼玉県史編さん委員)	市立図書館	60

※ 1. 2. 3 県立図書館との共催事業

※ 4 本庄市男女参画講演会との共催事業

統計早見表

令和元年度

蔵書数 244,015 点

- 一般図書 119,102 冊
- 児童図書 88,412 冊
(うち紙芝居 2,765 冊)
- 資料図書 25,150 冊
- 雑誌 8,178 冊
- AV資料 3,173 点

入館者数 147,921 人

年間図書館利用者数 88,121 人※

※貸出人数、催し物件数、レファレンス件数、コピー件数の合計

新規登録者 1,698 人

(うち12歳まで629人)

年間貸出点数 322,269 点

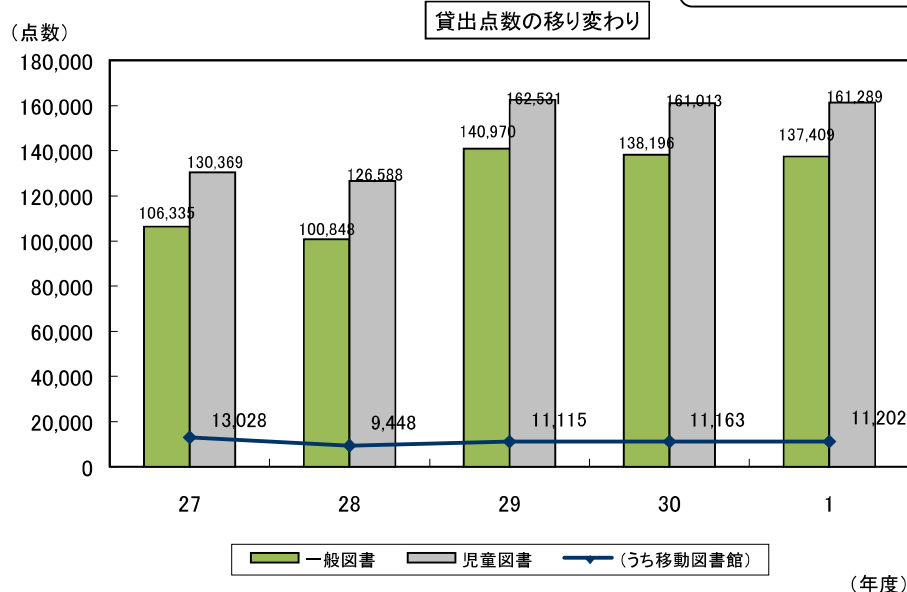
- 一般図書 137,409 冊
- 児童図書 161,289 冊
(うち紙芝居 6,248冊)
- 資料図書 2,626 冊
- 雑誌 16,638 冊
- AV資料 4,307 点

年間図書購入冊数 7,177

- 一般図書 4,051 冊
- 児童図書 2,930 冊
(うち紙芝居 44冊)
- 資料図書 196 冊

年間図書受入数 8,390 冊

年間除籍冊数 6,805 冊



年度別図書館指標

	令和元年度(※)			平成30年度			平成29年度			平成28年度			平成27年度		
	点	貸出点数	322,269	点	貸出点数	323,214	点	貸出点数	328,062	点	貸出点数	242,934	点	貸出点数	254,832
市民1人当りの貸出点数	4.1	人口	78,022	4.1	人口	78,082	4.2	人口	78,550	3.1	人口	78,781	3.2	人口	78,989
		貸出点数	322,269		貸出点数	323,214		貸出点数	328,062		貸出点数	242,934		貸出点数	254,832
蔵書回転率	1.32	蔵書数	244,015	1.33	蔵書数	242,342	1.36	蔵書数	240,691	1.02	蔵書数	238,518	1.07	蔵書数	238,217
		貸出点数	322,269		貸出点数	323,214		貸出点数	328,062		貸出点数	242,934		貸出点数	254,832
市民1人当りの図書購入冊数	0.092	人口	78,022	0.098	人口	78,082	0.096	人口	78,550	0.113	人口	78,781	0.087	人口	78,989
		年間購入冊数	7,177		年間購入冊数	7,647		年間購入冊数	7,558		年間購入冊数	8,863		年間購入冊数	6,871
市民1人当りの資料点数	3.1	人口	78,022	3.1	人口	78,082	3.1	人口	78,550	3.0	人口	78,781	3.0	人口	78,989
		蔵書数	244,015		蔵書冊数	242,342		蔵書冊数	240,691		蔵書冊数	238,518		蔵書冊数	238,217
市民1人当りの資料費	198	人口	78,022	198	人口	78,082	196	人口	78,550	239	人口	78,781	173	人口	78,989
		資料購入費	15,433,082		資料購入費	15,483,154		資料購入費	15,390,244		資料購入費	18,807,630		資料購入費	13,659,544
職員1人当りの貸出点数	16,962	職員数	19	17,956	職員数	18	18,226	職員数	18	15,183	職員数	16	15,927	職員数	16
		貸出点数	322,269		貸出点数	323,214		貸出点数	328,062		貸出点数	242,934		貸出点数	254,832
1日平均貸出点数	1,115	開館日数	289	1,115	開館日数	290	1,127	開館日数	291	880	開館日数	276	920	開館日数	277
		貸出点数	322,269		貸出点数	323,214		貸出点数	328,062		貸出点数	242,934		貸出点数	254,832
貸出コスト	396	開館日数	289	393	開館日数	290	387	開館日数	291	2,591	開館日数	276	1,389	開館日数	277
		図書館総経費	127,733,996		図書館総経費	126,990,932		図書館総経費	127,090,766		図書館総経費	629,498,257		図書館総経費	354,033,625
1日の経費	441,986	開館日数	289	437,900	開館日数	290	436,738	開館日数	291	2,280,791	開館日数	276	1,278,100	開館日数	277
		図書館総経費	127,733,996		図書館総経費	126,990,932		図書館総経費	127,090,766		図書館総経費	629,498,257		図書館総経費	354,033,625

(※)令和元年度について

本庄市人口(令和2年3月31日現在) 78,022人

開館日数(令和元年度)本館289日 児玉分館288日

・1日あたりのデータについては開館日数が多い、本館のもの(289日)で算出

・資料購入費、図書館総経費は見込み額

蔵書構成表

●図書

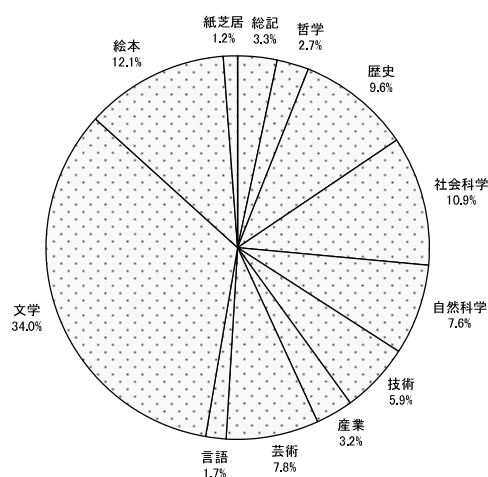
	令和元年度					平成30年度					平成29年度				
	一般 冊	児童 冊	資料 冊	計 冊	%	一般 冊	児童 冊	資料 冊	計 冊	%	一般 冊	児童 冊	資料 冊	計 冊	%
総記	2,789	1,464	3,501	7,754	3.3	2,844	1,469	3,562	7,875	3.4	3,014	1,482	3,557	8,053	3.5
哲学	4,790	699	707	6,196	2.7	4,856	680	696	6,232	2.7	5,262	640	700	6,602	2.9
歴史	11,173	3,865	7,192	22,230	9.6	11,102	3,740	7,105	21,947	9.5	11,222	3,556	7,196	21,974	9.6
社会科学	14,198	4,709	6,539	25,446	10.9	14,082	4,550	7,074	25,706	11.1	14,455	4,175	7,153	25,783	11.2
自然科学	8,149	8,874	731	17,754	7.6	7,981	8,700	908	17,589	7.6	7,582	8,526	906	17,014	7.4
技術	9,562	3,190	959	13,711	5.9	9,313	3,195	1,025	13,533	5.9	9,252	2,985	1,076	13,313	5.8
産業	4,413	2,006	932	7,351	3.2	4,348	1,961	1,019	7,328	3.2	4,405	1,878	1,046	7,329	3.2
芸術	11,651	5,141	1,374	18,166	7.8	11,406	5,011	1,365	17,782	7.7	11,290	4,992	1,366	17,648	7.7
言語	2,522	1,056	404	3,982	1.7	2,478	1,042	415	3,935	1.7	2,430	981	391	3,802	1.7
文学	49,855	26,458	2,811	79,124	34.0	50,265	25,918	2,775	78,958	34.2	50,176	25,727	2,758	78,661	34.3
絵本	0	28,166	0	28,166	12.1	0	27,408	0	27,408	11.9	0	26,731	5	26,736	11.6
紙芝居	0	2,784	0	2,784	1.2	0	2,749	0	2,749	1.2	0	2,701	0	2,701	1.2
その他	0	0	0	0	0.0	0	0	37	37	0.0	0	0	0	0	0.0
計	119,102	88,412	25,150	232,664	100.0	118,675	86,423	25,981	231,079	100.0	119,088	84,374	26,154	229,616	100.0

●雑誌

(冊)

	令和元年度	平成30年度	平成29年度
合計	8,178	8,097	7,820

蔵書構成(図書)



●視聴覚資料

(点)

	令和元年度	平成30年度	平成29年度
C D	1,977	1,788	1,684
L D・D V D	574	517	512
ビデオ	539	540	735
C T	20	24	24
その他	0	0	0
計	3,110	2,869	2,955

●障害者サービス資料

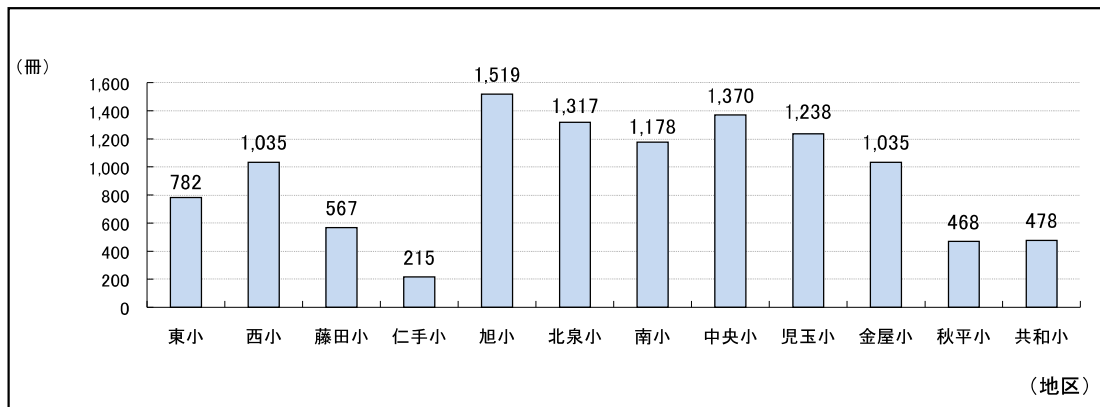
録音資料	11	タイトル	17	点
点字資料	219	タイトル	703	冊

移動図書館利用状況

*団体貸出を除く

地区名		東小地区	西小地区	藤田小地区	仁手小地区	旭小地区	北泉小地区	
利用人数	一般	5	12	0	4	16	3	
	児童	523	441	292	117	766	646	
	合計(人)	528	453	292	121	782	649	
貸出冊数	一般	51	13	74	24	35	25	
	児童	691	984	493	188	1,403	1,196	
	紙芝居	40	38	0	3	81	96	
	合計(冊)	782	1,035	567	215	1,519	1,317	
地区名		南小地区	中央小地区	児玉小地区	金屋小地区	秋平小地区	共和小地区	合計
利用人数	一般	2	7	1	8	7	0	65
	児童	580	688	728	573	221	257	5,832
	合計(人)	582	695	729	581	228	257	5,897
貸出冊数	一般	10	161	49	3	16	6	467
	児童	1,102	1,140	1,120	969	446	442	10,174
	紙芝居	66	69	69	63	6	30	561
	合計(冊)	1,178	1,370	1,238	1,035	468	478	11,202

移動図書館貸出冊数



広域利用状況

自治体名	利用者区分	利用者人数	貸出数		
			図書資料及び雑誌	AV資料等	合計
上里町	児童	234	11,162	214	11,376
	一般	2,170			
	合計	2,404			
美里町	児童	122	5,008	67	5,075
	一般	773			
	合計	895			
神川町	児童	173	7,155	151	7,306
	一般	1,632			
	合計	1,805			
深谷市	児童	151	4,498	113	4,611
	一般	893			
	合計	1,044			
合計	児童	680	27,823	545	28,368
	一般	5,468			
	合計	6,148			

● 参考調査業務状況

	口頭・読書案内 件	電話・文書 件	合計 件	1日平均件数 件
元年度	3,419	39	3,458	12.0
30年度	3,961	34	3,995	13.8
29年度	2,726	23	2,749	9.4

● 相互貸借冊数

借		受			
	一般図書 冊	児童図書 冊	雑誌 冊	資料他 冊	合計 冊
元年度	1,599	51	8	1	1,659
30年度	1,768	49	5	2	1,824
29年度	1,688	70	2	31	1,791
貸		出			
	一般図書 冊	児童図書 冊	雑誌 冊	資料他 冊	合計 冊
元年度	1,897	354	18	40	2,309
30年度	1,786	261	30	55	2,132
29年度	1,571	267	44	33	1,915

● AV館内利用状況

	児童 人	一般 人	合計 人	回数 回	1日平均人数 人
元年度	240	198	438	354	2
30年度	529	195	724	524	2
29年度	731	234	965	711	3

● コピーサービス枚数

	元年度 枚	30年度 枚	29年度 枚	28年度 枚
枚数	3,640	4,221	4,662	3,032
1日平均	13	15	16	11

● ホームページ利用状況(アクセス数)

	元年度	30年度	29年度	28年度
アクセス数	32,437	33,316	37,190	42,474
月平均	2,703	2,776	3,099	3,540

開館日数(令和元年度) 本館289日 児玉分館288日
 ※1日あたりのデータについては開館日数が多い、本館のもの(289日)で算出

令和元年度 貸出ベストリーダー

本館一般書ベスト20

順位	タイトル	著者	出版社
1	かがみの孤城	辻村 深月	ポプラ社
2	蜜蜂と遠雷	恩田 陸	幻冬舎
3	危険なビーナス	東野 圭吾	講談社
4	ラプラスの魔女	東野 圭吾	KADOKAWA
	希望荘	宮部 みゆき	小学館
	ブラックバイト	今野 晴貴	岩波書店
7	ナミヤ雑貨店の奇蹟	東野 圭吾	角川書店
	火花	又吉 直樹	文藝春秋
	コンビニ人間	村田 沙耶香	文藝春秋
10	虚ろな十字架	東野 圭吾	光文社
11	ノースライト	横山 秀夫	新潮社
12	そして、バトンは渡された	瀬尾 まいこ	文藝春秋
13	人魚の眠る家	東野 圭吾	幻冬舎
	マスカレード・イブ	東野 圭吾	集英社
15	傲慢と善良	辻村 深月	朝日新聞出版
16	沈黙のパレード	東野 圭吾	文藝春秋
	機捜235	今野 敏	光文社
18	るるぶ埼玉 '19		JTBパブリッシング
	「デフレ」がわかると経済の動きが読めてくる!	鈴木 雅光	すばる舎
	三国志 第1巻	横山 光輝	潮出版社

本館児童書ベスト20

順位	タイトル	著者	出版社
1	きんぎょがにげた	五味 太郎	福音館書店
2	まるくておいしいよ	こにし えいこ	福音館書店
	11ぴきのねこ	馬場 のぼる	こぐま社
4	からすのパンやさん	かこ さとし	偕成社
5	わたしのワンピース	にしまき かやこ	こぐま社
6	11ぴきのねこどろんこ	馬場 のぼる	こぐま社
7	おふろだいすき	松岡 享子	福音館書店
8	ぐりとぐら	中川 李枝子	福音館書店
9	ぞうくんのさんぽ	なかの ひろたか	福音館書店
10	がたんごとんがたんごとん	安西 水丸	福音館書店
	もうおきるかな?	まつの まさこ	福音館書店
	しろくまちゃんのほっとけーき	わかやま けん	こぐま社
	11ぴきのねことあほうどり	馬場 のぼる	こぐま社
14	ちか100かいだてのいえ	いわい としお	偕成社
15	ずかん・じどうしゃ	山本 忠敏	福音館書店
16	じゃあじゃあびりびり	まつい のりこ	偕成社
17	くいしんぼうのはなこさん	いしい ももこ //[ほか]やく	福音館書店
18	よこむいてにこっ	高島 純	絵本館
19	なーんだなんだ	カズコ G. ストーン	童心社
	いちご	平山 和子	福音館書店

令和元年度 貸出ベストリーダー

分館一般書ベスト20

順位	タイトル	著者	出版社
1	みそ玉	村上 祥子	永岡書店
2	おいしい野菜がたくさんできる！ 土・肥料の作り方・使い方	原 由紀子	西東社
3	道元	松原 泰道	アートデイズ
	禅を楽しむ本	ひろ さちや	主婦と生活社
	道元	角田 泰隆	平凡社
6	未だ行ならず 下	佐伯 泰英	双葉社
7	かわたれどき	畠中 恵	文藝春秋
8	だれでもできる！庭木・花木の 剪定	玉崎 弘志	主婦の友社
	未だ行ならず 上	佐伯 泰英	双葉社
10	作りおきで朝ラク！きほんのお 弁当	牛尾 理恵	朝日新聞出版
	スクエア	今野 敏	徳間書店
	呪護	今野 敏	KADOKAWA
13	老後不安を解消！！確定拠出 年金DCをはじめよう		日経BP社
	人魚の眠る家	東野 圭吾	幻冬舎
	魔力の胎動	東野 圭吾	KADOKAWA
16	東北 '19		昭文社
	医者が教える食事術最強の 教科書	牧田 善二	ダイヤモンド社
	老けない最強食	笹井 恵里子	文藝春秋
	ゆる片づけBOOK		オレンジページ
	意次ノ妄	佐伯 泰英	双葉社

分館児童書ベスト20

順位	タイトル	著者	出版社
1	はらぺこあおむし	エリック=カール	偕成社
2	ドラえもん科学ワールドから だと生命の不思議	藤子・F・不二雄	小学館
	写真でわかる決定版おりが み大百科	山口 真	西東社
4	てぶくろ	エウゲーニー・ M・ラチョフ	福音館書店
5	三びきのやぎのがらがらどん	マーシャ・ブラウン	福音館書店
6	ぐりとぐら	中川 李枝子	福音館書店
	ノタンあそびましょ	キヨノ サチコ	偕成社
	ドラえもん科学ワールド光と 音の不思議	藤子・F・不二雄	小学館
	ドラえもん科学ワールド恐竜 と失われた動物たち	藤子・F・不二雄	小学館
10	猫の恩返し	柊 あおい	徳間書店
	名探偵コナン推理ファイル地 図の謎	青山 剛昌	小学館
	名探偵コナン理科ファイル昆 虫の秘密	青山 剛昌	小学館
	大人気！！親子で遊べる5 ー7才のたのしい！おりがみ	新宮 文明	高橋書店
	かいつゾロリのかいていた んけん	原 ゆたか	ポプラ社
15	おおきなかぶ	A. トルストイ	福音館書店
	ブレーメンのおんがくたい	グリム	偕成社
	名探偵コナン理科ファイルカ と動きの秘密	青山 剛昌	小学館
	名探偵コナン理科ファイル動 物の秘密	青山 剛昌	小学館
	ゲーム&動くおもちゃ工作小 学生		学研プラス
	なぞなぞだいすき 1年生	小野寺 ぴりり紳	ポプラ社

令和2年度 雑誌リスト

一般		雑誌名	発行	保存	出版社	所蔵(本館)	所蔵(分館)	
ア	1	AERA	週刊	1年	朝日新聞出版	一般室		
	2	あした	隔月	永年	あしたの会	一般室		
	3	an'an	週刊	1年	マガジンハウス		○	
	4	with	月刊	1年	講談社	一般室		
	5	VERY	月刊	1年	光文社	一般室		
	6	潮	月刊	2年	潮出版社		○	
	7	栄養と料理	月刊	2年	女子栄養大学出版部	一般室		
	8	ESSE	月刊	2年	扶桑社	一般室		
	9	LDK	月刊	2年	晋遊舎	一般室		
	10	おとなの週末	月刊	1年	講談社	一般室		
	11	オレンジページ	月2	2年	オレンジページ	一般室	○	
	カ	12	音楽の友	月刊	1年	音楽之友社	一般室	
13		CAR and DRIVER	月刊	1年	ダイヤモンド社	一般室		
14		会社四季報	季刊	2年	東洋経済新報社	一般室		
15		かぞくのじかん	季刊	2年	婦人之友社	一般室		
16		家庭画報	月刊	1年	世界文化社	一般室	○	
17		キネマ旬報	月2	1年	キネマ旬報社	一般室		
18		きょうの健康	月刊	2年	NHK出版	一般室	○	
19		きょうの料理	月刊	2年	NHK出版	一般室	○	
20		暮らしの手帖	隔月	永年	暮らしの手帖社	一般室	○	
21		暮らしの手帖(別冊)	不定	永年	暮らしの手帖社	一般室		
22		クロワッサン	月2	1年	マガジンハウス	一般室		
23		芸術新潮	月刊	5年	新潮社	一般室		
24		月刊クーヨン	月刊	1年	クレヨンハウス	一般室		
25		Get Navi	月刊	1年	学研パブリッシング	一般室		
26		現代農業	月刊	2年	農山漁村文化協会	一般室		
27		国文学解釈と鑑賞<2011年10月号まで>	月刊	永年	ぎょうせい	雑誌閉架		
28		こどもとしょかん	季刊	永年	東京こども図書館	一般室		
29		こどもの図書館	月刊	永年	児童図書館研究会	一般室		
30		子どもの本棚<2002年11月号まで>	月刊	永年	日本子どもの本研究会	雑誌閉架		
31		この本読んで!	季刊	永年	出版文化産業振興財団	一般室		
32		ゴルフダイジェスト	月刊	1年	ゴルフダイジェスト社		○	
サ		33	碁ワールド	月刊	1年	日本棋院	一般室	
		34	サライ	月刊	1年	小学館	一般室	
		35	JTB時刻表	年4	1年	JTBパブリッシング	カウンター	
		36	週刊朝日	週刊	1年	朝日新聞出版	一般室	
		37	週刊新潮	週刊	1年	新潮社	一般室	
		38	週刊東洋経済	週刊	1年	東洋経済新報社	一般室	
	39	週刊文春	週刊	1年	文藝春秋	一般室		
	40	出版ニュース<2019年3月21日号まで>	旬刊	2年	出版ニュース社	雑誌閉架		
	41	趣味の園芸	月刊	2年	NHK出版	一般室	○	
	42	ジュリスト	月刊	5年	有斐閣	一般室		
	43	将棋世界	月刊	1年	日本将棋連盟	一般室		
	44	すてきにハンドメイド	月刊	2年	NHK出版	一般室	○	
	45	Sports Graphic Number	隔週	1年	文藝春秋	一般室	○	
	46	住まいの設計	隔月	2年	扶桑社	一般室		
	47	世界	月刊	1年	岩波書店	一般室		
	48	装苑	隔月	1年	文化出版局	一般室		
	49	壮快	月刊	1年	マキノ出版		○	
	タ	50	TIME<2019年4月15日号まで>	週刊	1年	タイム・インク	雑誌閉架	
		51	ダ・ヴィンチ	月刊	2年	KADOKAWA	一般室	○
52		旅の手帖	月刊	1年	交通新聞社	一般室		
53		たまごクラブ	月刊	1年	ベネッセコーポレーション	一般室		
54		短歌	月刊	1年	角川グループパブリッシング	一般室		
55		CHANTO	月刊	1年	主婦と生活社		○	
56		中央公論	月刊	1年	中央公論新社	一般室		
57		つり人	月刊	1年	つり人社	一般室		
58		ディズニーファン	月刊	2年	講談社	一般室		
59		天文ガイド	月刊	1年	誠文堂新光社	一般室		
60		特選街	月刊	1年	マキノ出版		○	
61		driver	月刊	1年	八重州出版		○	

ナ	62	NATIONAL GEOGRAPHIC	月刊	1年	日経ナショナルジオグラフィック社	一般室	
	63	日経トレンド	月刊	1年	日経BP社		○
	64	日経PC21	月刊	1年	日経BP社	一般室	
	65	日経マネー	月刊	1年	日経BP出版センター	一般室	○
	66	日本カメラ	月刊	1年	日本カメラ社	一般室	○
	67	ニューズウィーク日本版	週刊	1年	CCCメディアハウス	一般室	
	68	Newton	月刊	1年	ニュートンプレス	一般室	
ハ	69	俳句あるふあ	季刊	2年	毎日新聞社	一般室	
	70	母の友	月刊	2年	福音館書店	一般室	
	71	ハルメク	月刊	2年	ハルメク	一般室	
	72	BE-PAL	月刊	1年	小学館	一般室	
	73	ひよこクラブ	月刊	1年	ベネッセコーポレーション	一般室	
	74	不死鳥	隔月	永年	本庄短歌会	一般・閉架	○
	75	婦人公論	月2	1年	中央公論新社	一般室	○
	76	武道	月刊	2年	日本武道館	一般室	
	77	部落解放	月刊	1年	解放出版社	一般室	
	78	PLUS1LIVING<2019年夏号まで>	季刊	2年	主婦の友社	一般室	
	79	BRUTUS	月2	1年	マガジンハウス	一般室	
	80	PRESIDENT	隔週	1年	プレジデント社	一般室	
	81	文化財	月刊	5年	第一法規	一般室	
	82	文芸埼玉	年2	永年	さいたま文学館	一般室	○
	83	文藝春秋	月刊	1年	文藝春秋	一般室	○
マ	84	武蔵野ペン	季刊	永年	川越ペンクラブ	一般室	
	85	MOE	月刊	2年	白泉社	一般室	
ヤ	86	やさいの時間	隔月	2年	NHK出版	一般室	
	87	山と溪谷	月刊	1年	山と溪谷社	一般室	○
	88	ゆうゆう	月刊	1年	主婦の友社		○
ラ	89	raifu	月刊	2年	有限会社シンクリード	一般室	
	90	LIVES	隔月	2年	株式会社第一プログレス	一般室	
	91	LEE	月刊	1年	集英社		○
	92	旅行読売	月刊	1年	旅行読売出版		○
	93	林間	月刊	永年	林間短歌会	一般室	
	94	歴史街道	月刊	1年	PHP研究所	一般室	○
	95	歴史読本<2015年11月号まで>	季刊	5年	新人物往来社	雑誌閉架	

児童

1	かがくのとも	月刊	永年	福音館書店	児童室	○
2	子供の科学	月刊	2年	誠文堂新光社	児童YA	
3	こどものとも	月刊	永年	福音館書店	児童室	○
4	こどものとも0.1.2	月刊	永年	福音館書店	児童室	○
5	サンチャイルドビッグサイエンス	月刊	5年	チャイルド本社	児童室	
6	SEVENTEEN	月刊	1年	小学館	児童YA	
7	たくさんのふしぎ	月刊	永年	福音館書店	児童室	
8	ちいさなかがくのとも	月刊	永年	福音館書店	児童室	
9	non・no	月刊	1年	集英社	児童YA	○
10	FINEBOYS	月刊	2年	日之出出版	児童YA	

図書館関係

1	現代の図書館	季刊	永年	日本図書館協会	雑誌閉架	
2	図書館雑誌	月刊	永年	日本図書館協会	雑誌閉架	
3	図書館の学校	季刊	永年	図書館復興財団	雑誌閉架	
4	みんなの図書館	月刊	永年	教育史料出版会	雑誌閉架	

館内利用

1	埼玉県議会会議録	季刊	5年	埼玉県議会	雑誌閉架	
2	埼玉県史研究<2000年3月号まで>	随時	永年	埼玉県民部	雑誌閉架	
3	埼玉史談	季刊	永年	埼玉県郷土文化会	雑誌閉架	
4	埼玉自治<2005年5月号まで>	月刊	永年	埼玉県自治研究会	雑誌閉架	
5	埼玉タイムス<1997年3月号まで>	月刊	永年	週刊埼玉タイムス	雑誌閉架	
6	スポーツ埼玉<2004年まで>	季刊	永年	埼玉県体育協会	雑誌閉架	
7	短歌文学<1983年12月号まで>	随時	永年	短歌文学社	雑誌閉架	
8	利根<2010年3月号まで>	月刊	永年	利根俳句会	雑誌閉架	
9	埴<2012年3月号まで>	隔月	永年	ポエム・ビル	雑誌閉架	
10	ももんが<2007年1月号まで>	月刊	永年	乙骨書店	雑誌閉架	

令和2年度 新聞リスト

本館

1	朝日新聞	8	The Japan Times
2	埼玉新聞	9	毎日新聞
3	産経新聞	10	毎日小学生新聞
4	週刊読書人	11	読売新聞
5	スポーツニッポン	12	読売中高生新聞
6	東京新聞	13	朝日中高生新聞
7	日本経済新聞		

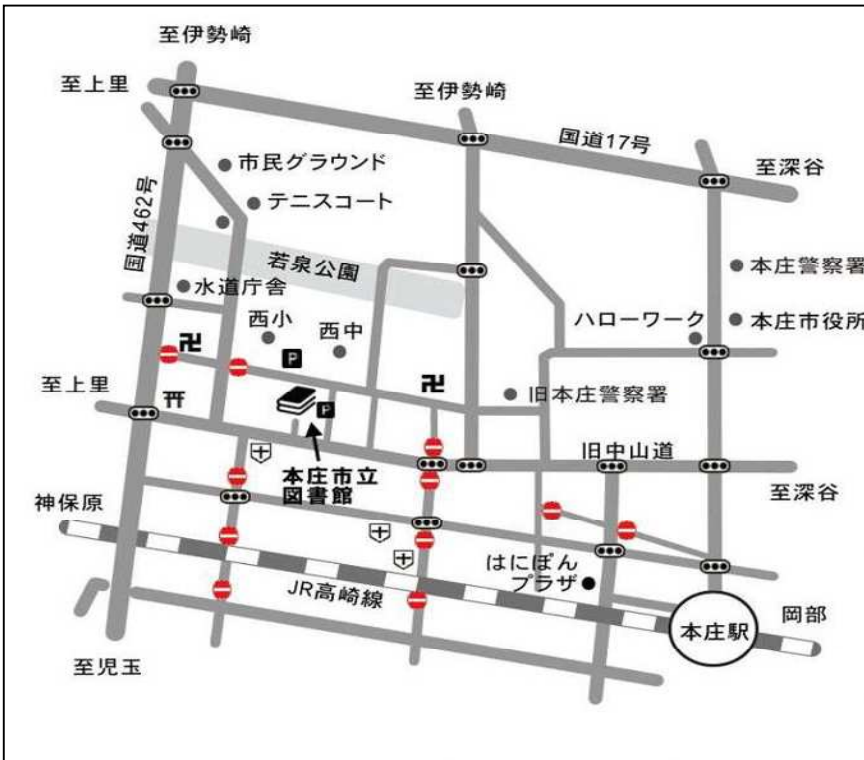
児玉分館

1	朝日新聞
2	埼玉新聞
3	産経新聞
4	スポーツ報知
5	日本経済新聞
6	毎日新聞
7	読売新聞

※ 新聞の保存期限は1年間です。朝日新聞・埼玉新聞は縮刷版を所蔵しています。

図書館案内図

○本館



○児玉分館



○本庄市立図書館設置及び管理に関する条例

平成18年1月10日

条例第89号

改正 平成24年3月28日条例第13号

平成27年6月30日条例第28号

平成28年9月28日条例第29号

(設置)

第1条 市民の文化、教養、調査研究、レクリエーション等に資するため、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、本庄市立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。

2 図書館に分館及び巡回図書館を置くことができる。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
本庄市立図書館	本庄市千代田4丁目1番9号
本庄市立図書館児玉分館	本庄市児玉町金屋728番地2

(休館日)

第3条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この項において「休日」という。）に当たるときは、その日の直後の休日でない日）

(2) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までの日

(3) 館内整理日として12月を除く毎月末日（その日が日曜日、土曜日若しくは休日又は第1号に規定する休館日（以下この号において「休館日等」という。）に当たるときは、その日の直後の休館日等でない日）

(4) 特別整理期間（毎年2週間以内で本庄市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める期間）

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。

(利用時間)

第4条 図書館の利用時間は、午前9時30分から午後6時15分までとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用の制限)

第5条 利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、その他管理運営上支障があるときは、図書館資料及び施設の利用を禁止することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 営利活動を目的とするとき。

(3) 公の秩序又は善良な風俗を乱したとき。

(損害賠償)

第6条 利用者は、自己の責めに帰すべき事由により、次の各号のいずれかに該当したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(1) 図書館の資料を亡失し、又は毀損したとき。

(2) 図書館の施設を滅失し、又は損壊したとき。

(職員)

第7条 図書館に館長並びに教育委員会が必要と認める専門的職員及び事務職員を置く。

(図書館協議会)

第8条 法第14条の規定に基づき、図書館に本庄市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は8人とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月10日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の本庄市立図書館条例（平成12年本庄市条例第9号）又は児玉町立図書館の設置及び管理に関する条例（平成7年児玉町条例第18号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成24年3月28日条例第13号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月30日条例第28号）

この条例は、平成27年11月4日から施行する。

附 則（平成28年9月28日条例第29号）

この条例は、平成29年1月21日から施行する。

○本庄市立図書館運営規則

平成18年1月10日
教育委員会規則第21号

改正 平成18年10月3日教委規則第41号

平成22年1月21日教委規則第1号

平成28年4月22日教委規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、本庄市立図書館設置及び管理に関する条例（平成18年本庄市条例第89号）第9条の規定に基づき、本庄市立図書館（以下「図書館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 図書館は、図書館法（昭和25年法律第118号）第3条に掲げる事業を行う。

(入館者の心得)

第3条 入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外に図書館資料を持ち出さないこと。
- (2) 館内においては、静粛にし、他人に迷惑をかけること。
- (3) 所定の場所以外で喫煙及び飲食等をしないこと。

(館内利用等)

第4条 館内において図書館資料及び施設を利用しようとする者は、係員の指示に従うとともに、資料の利用にあつては所定の場所で利用するものとする。

(館外貸出し)

第5条 図書館資料の貸出しを受けられる者は、本庄市、深谷市、美里町、神川町及び上里町内に居住し、又は市内に通勤し、若しくは通学する者とする。

2 図書館資料の貸出しを受けられる団体は、市内の学校、事業所、機関及び団体（以下「団体等」という。）で構成員10人以上の団体等とする。

3 前2項の規定にかかわらず、館長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用カードの交付等)

第6条 前条の規定による館外貸出しを受けようとするものは、利用申込書を館長に提出して利用カードの交付を受けるとともに、利用の都度係員に提出するものとする。

2 利用カードの登録事項に変更があったとき、又は紛失し、若しくは毀損したときは、直ちにその旨を申し出て、訂正又は再交付を受けるものとする。

3 交付を受けた利用カードは、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(資料の貸出し制限)

第7条 図書館で指定した図書館資料は、館外貸出しはしないものとする。ただし、館長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(貸出数及び期間)

第8条 図書館資料の貸出数及び期間は、次のとおりとする。

区分		貸出数	貸出期間
図書、雑誌及び紙芝居	個人	10点以内	15日以内
	団体等	50点以内	1月以内
視聴覚資料		1点	15日以内

(複写)

第9条 著作権法(昭和45年法律第48号)第31条第1項第1号の規定に基づき図書館資料の複写を請求しようとする者は、次の表に定める金額を負担するものとする。

金額	単色刷り1枚につき 10円
	多色刷り1枚につき 20円
備考	1 用紙の大きさは、産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項に規定する日本産業規格によるA3、A4、B4又はB5とする。 2 用紙の両面を使用する場合は、片面を1枚として金額を算定する。

(寄贈)

第10条 図書館に図書館資料を寄贈しようとする者は、資料の種類、名題、員数、住所及び氏名を館長に申し出て、承認を得た後現品を提出するものとする。

(寄託)

第11条 図書館資料の寄託については、前条の規定を準用する。

- 2 寄託資料は、図書館所有資料と同様に扱い、寄託者の要求又は図書館の都合を考慮の上返却するものとする。
- 3 図書館は、寄託を受けた資料が天災、盗難その他避けることのできない災害により受けた損害に対してその責めを負わない。

(移動図書館)

第12条 移動図書館は、市内を巡回して図書館資料の貸出し及びその他奉仕を行う。

- 2 移動図書館の利用については、第4条から第8条までの規定を準用する。ただし、貸出期間は、団体等への貸出しを除き、第8条の規定にかかわらず次の巡回日までとする。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、本庄市教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年1月10日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の本庄市立図書館運営規則(平成12年本庄市教育委員会規則第5号)又は児玉町立図書館の設置及び管理に関する規則(平成7年児玉町教育委員会規則第7号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年10月3日教委規則第41号)

この規則は、平成18年10月3日から施行する。

附 則(平成22年1月21日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の本庄市立図書館運営規則の規定は、平成22年1月1日から適用する。

附 則(平成28年4月22日教委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

○本庄市立図書館協議会会議規則

平成18年1月10日
教育委員会規則第23号

改正 平成30年6月26日教委規則第10号

(趣旨)

第1条 本庄市立図書館協議会(以下「協議会」という。)の会議は、この規則の定めるところによる。

(委員長及び副委員長)

第2条 協議会に委員長1人及び副委員長1人を置き、委員のうちからこれを互選する。

2 委員長は、会議の長となる。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(招集)

第3条 会議は、図書館長がこれを招集する。

(定足数)

第4条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(会議の公開の可否等)

第5条 協議会の会議は、公開とする。ただし、公正かつ円滑な議事の運営に支障が生じると認められる場合であって、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(会議の開催の事前公表)

第6条 協議会は、会議が開催される日の7日前までに、次に掲げる事項を記載した会議の開催予定を市のホームページにより公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたとき等やむを得ない場合は、この限りでない。

(1) 開催日時

(2) 開催場所

(3) 議題

(4) 傍聴人の定員及び傍聴の手続

(5) その他周知が必要な事項

(会議の傍聴等)

第7条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該傍聴を認めることにより行う。

2 協議会は、会議を傍聴する者に会議資料を提供するものとする。ただし、会議資料が貴重、高額、大量である等提供することが困難であるときは、当該会議資料を、会議が終了するまでの間、当該会議を行う場所に据え置き、閲覧に供することにより提供に代えることができる。

(通知)

第8条 会議に付議すべき議題は、あらかじめ委員に通知するものとする。

(表決)

第9条 議題に対し表決の必要ある場合には、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長がこれを決定する。

(会議録等の公表)

第10条 協議会は、会議録を作成し、会議資料とともに議決により非公開とした部分を除

いた上で、市のホームページにより公表するものとする。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、教育委員会図書館において処理する。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年1月10日から施行する。

附 則 (平成30年6月26日教委規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

○図書館協議会委員

(任期 令和3年4月30日まで)

職 名	氏 名	選 出 区 分
委 員	永尾路子	学 識 経 験 者
委 員	田邊晶子	社会教育関係者
委 員	中田守	学校教育関係者
委 員	久保田浩史	学校教育関係者
委 員	都丸幸子	社会教育関係者
委 員	宮塚智子	社会教育関係者
委 員	安村名央	社会教育関係者
委 員	関師喜恵	社会教育関係者

令和2年度 図書館要覧

令和2年8月発行

編集・発行 本庄市立図書館

〒367-0054 本庄市千代田4-1-9

電話 0495-24-3746

FAX 0495-24-3718

図書館本館の時間延長の試行期間の終了について

1 理由

平成 29 年 7 月 20 日から、図書館本館において、週 2 回（木曜日と金曜日）午後 8 時まで開館を試験的に延長しておりました。これは、平成 27 年から平成 28 年度にかけて行った本館の改修と駐車場の増設を契機とし、図書館の利便性を高める取り組みとして、「試行」という形で始めたものです。

令和 2 年 7 月に、3 年が経過したため、令和 2 年度を以て、試行期間は終了といたします。

2 試行結果

開始日 平成 29 年 7 月 20 日(木) ～

毎週木曜日・金曜日（週 2 回、但し月末、年末年始は除く）

開館時間 午前 9 時 30 分～午後 6 時 15 分

延長時間 午後 6 時 15 分～午後 8 時（1 時間 45 分）

試行回数 250 回（令和 2 年 3 月 13 日(金)まで）

開始以降、各年度ごとのデータを見ると、2 年 8 ヶ月で 250 回の試行した結果、平均として、1 時間当たり平均は、利用者数 6.8 人、貸出冊数 28 冊となっています。なお通常 1 時間当たり利用者数 16.5 人、貸出冊数 75.2 冊であり、平成 30 年度の年間利用者数及び貸出数のおよそ 2 %を占めています。

3。今後の対応について

わずかではありますが、利用者が増加傾向にあること、また近隣市町の開館時間状況や、働き方や生活形態の多様化がますます進んでいることに鑑み、新たな図書館サービスのひとつとして時間延長を継続することとし、令和 3 年 4 月 1 日から図書館時間延長サービス（貸出・返却窓口の時間延長）として実施するものです。

なお、試行期間の状況が定着しつつあることから、試行内容と同様に、図書の貸出と返却など機能を限定して、シルバー人材センターに委託して実施いたします。

H29(2017)～図書館(本館)時間延長における利用者数等調べ

年月日	年間 実施 件数	貸出人数					貸出冊数					延長時		19:00頃の本館内の様子				
		18:15～	19:00～	計	延長1時間 あたり	通常時1時間あ たり人数	18:15～	19:00～	計	延長1時 間あたり 冊数	通常時1時 間あたり冊 数	入場カウン ター		1階 (人)	2階 (人)	3階 (人)	本館 計 (人)	うち中 高生 (人)
												玄関	3階					
H29年度	67	4.87	4.43	9.16	5.31	16.04	19.04	15.42	33.96	19.69	74.07	29.42	18.99	4.09	6.56	4.24	14.89	4.90
H30年度	95	6.63	6.03	12.53	7.24	16.54	27.63	26.11	53.18	30.71	77.48	36.25	20.15	5.49	5.59	5.80	16.88	8.07
R01年度	94	6.42	6.40	11.68	7.33	16.82	26.45	28.26	48.39	31.26	73.40	39.20	24.06	5.55	7.33	6.36	19.23	7.49
全体平均	250	6.09	5.74	11.09	6.76	16.51	24.94	24.07	45.93	28.01	75.22	35.41	21.12	5.25	6.43	5.64	17.32	7.52

注: 2019/04/26(金)、5/31(金)、10/31(木)、R01/1/31(金)は、館内整理日で休館

年間来館者数	113,597人	時間延長(来館者数)	3,444人	利用割合	3.0%
本館貸出人数	48,382人	時間延長(貸出人数)	1,203人	利用割合	2.0%
年間貸出冊数	216,484冊	時間延長(貸出冊数)	5,105冊	利用割合	2.0%

* 通常時1時間あたりの貸出人数及び貸出冊数は、午前10時～午後6時までの8時間の平均
(開館時間9:30～18:15の前後45分は除いた数値)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る本庄市立図書館の経過状況

令和2年9月30日現在

日程	内容
令和2年3月～ 4月7日	新型コロナウイルス感染症の感染状況が急激に拡大 政府、首都圏を中心に緊急事態宣言を発令
令和2年4月6日 ～6月1日	臨時休館措置(本館及び児玉分館) ・県内市町立施設では、深谷市と本庄市が最も遅く休館措置 ・県立図書館は、2月28日～休館措置(県内各市町も3月中) ・小学校への団体貸出継続
令和2年6月2日	本館一部機能を再開 ・県内市町立図書館の1/10程度が再開 ・マスク着用、消毒、入館票記入、時間制限など条件付き ①貸出・返却、新規登録など ②館内利用制限(1階開架のみ30分利用)
令和2年6月16日 ～	児玉分館の再開及び本館利用の拡大 (入館条件は維持、コピーサービスなど再開) ①分館は、貸出返却のみ30分以内の利用(本館開館時同様) ②本館は、1時間以内の利用延長と閲覧席開放など
令和2年7月1日～	本館2階の読書室開放やインターネット検索性PC使用の再開 ・児玉分館では、利用時間1時間に拡大。 ・読書机等パーテーションの設置(席数減、パーテーション設置) ・おはなし会の再開
令和2年8月1日～	本館3階多世代交流室やボランティア室の開放 ・夏休み工作教室やDVD上映会の開催など
令和2年9月3日～	感染症対策として図書消毒機を設置(本館2台、分館1台) ・移動図書館の運行開始(9/1～)
令和2年9月中下旬～	出張おはなし会の再開 読書講座の開始

※新型コロナウイルス感染症の予防のため、継続している主な作業等

- ①返却図書や資料の消毒作業
- ②読書講座やおはなし会での、人数制限(約半数に抑えて開催)と開催時の検温
- ③読み手はフェイスシールドや透明マスクの着用とパーテーションの設置など
- ④三密回避のための館内利用の制限や使用設備の消毒(手指消毒、席数の減数、マイバッグの推奨、館内飲食禁止など)
- ⑤移動図書館での三密回避対策(学校への協力要請を含む)

図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

2020（令和2）年5月14日策定

2020（令和2）年5月26日更新

公益社団法人日本図書館協会

1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（2020（令和2）年3月28日（2020（令和2）年5月4日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下、「対処方針」という。）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020（令和2）年5月4日。以下、「提言」という。）において示されたガイドライン作成の求めに応じ、図書館における新型コロナウイルス感染拡大の予防対策を実施する際に参考となる基本的事項を整理したものである。

対処方針においては、特定警戒都道府県において、「例えば、博物館、美術館、図書館などについては、住民の健康的な生活を維持するため、感染リスクも踏まえた上で、人が密集しないことなど感染防止策を講じることを前提に開放することなどが考えられる。」とされている。

特定警戒都道府県以外の特定都道府県において、「クラスターの発生が見られない施設については、「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「マスクの着用」等の要請を行うことを含め、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなどをはじめとして基本的な感染対策の徹底等を行うことについて施設管理者に対して強く働きかけを行うものとする」とされている。

以上のことに鑑み、全国の図書館について、館を開放する場合の前提となる感染拡大の予防対策に関する基本的事項を定めることとする。

本ガイドラインでは、提言4.（2）「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」、別添『[『新しい生活様式』の実践例](#)』及び『[緊急事態措置の維持及び緩和等に関して](#)』（2020（令和2）年5月4日付事務連絡）（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）」を踏まえて、場面ごとに、感染拡大の予防対策の基本的事項を記している。

本ガイドラインは、2020（令和2）年5月14日に公表したが、その後の状況の変化及び専門家等の意見をもとに、図書館特有の事情に基づいて内容を更新した。また、本ガイドラインの趣旨と使い方について説明を加え、適切に活用できるよう配慮した。今後も、対処方針の変更のほか、感染拡大の動向や専門家等の知見などを踏まえ、必要に応じて本ガイドラインを適宜更新する。

なお、本協会の「図書館の自由委員会」が、新型コロナウイルス感染症への対応に関する関連情報を、下記のURLのもとに掲載している。

<http://www.jla.or.jp/committees/jiyu/tabid/657/Default.aspx>

2. 趣旨

本協会が2020（令和2）年4月21日に公表した「緊急事態宣言のもとでの図書館の対応について」の基本的な考え方は次のとおりである。

- まずは人命の尊重を優先し、感染拡大を防ぐ対応を図った上で、こうした状況のもとでも実行できる方法を探り、図書館の役割を可能な限り果たしていくこと。
- 感染拡大の防止のために休館している海外の図書館では、様々な努力をしている事例が確認でき、「休館＝何もしない」では決してないこと。
- 日本の図書館においても、関係者が互いの智慧を共有し、情報交換を密にすることにより、図書館の機能を十二分に発揮して、その存在意義を高める機会としていただきたいこと。

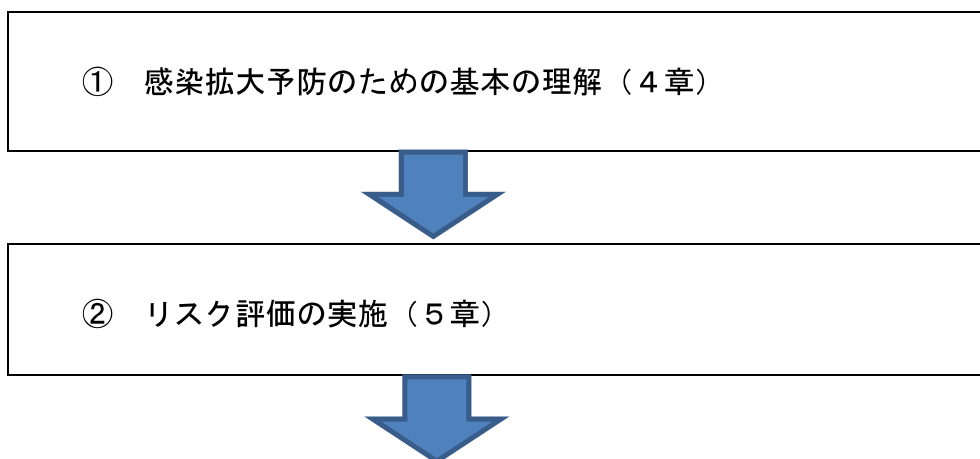
本ガイドラインは、こうした考え方に基づいて、新型コロナウイルス感染症拡大の予防対策（以下、「対策」）のために作成する。

本ガイドラインは、開館を模索する図書館の「道しるべ」となるよう、新型コロナウイルス感染症の拡大を予防するために、図書館を管理する者（以下、「施設管理者」という。）が視野に入れて検討すべき基本的事項を整理している。本ガイドラインに示した基本的事項は、開館に際して、すべて実施することを義務づけるものではない。また、基本的事項のすべてが、全国一律に当てはまるものでもない。各図書館は、本ガイドラインに記した基本的事項を実施する必要があるかどうかを、「3. 適用」に記す手順に沿って主体的に判断することが求められる。

また、本ガイドラインでは、実施の必要性を検討すべき基本的事項とともに、具体的な実施の方法を例示し、また、留意事項を説明している。各図書館は、そうした例示や留意事項を参考にして、適切な方法を用いて、実施することを決定した基本的事項に取り組む必要がある。

3. 適用

本ガイドラインは、おおむね次の手順で活用することを想定している。



③ 基本的事項の実施の必要性と実施方法の検討（6章）

施設管理者は、前述した対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインの「4. 感染拡大予防のための基本の理解」に対する理解を深め、各図書館の状況に関する「5. リスク評価の実施」を行う。その上で、「6. 基本的事項の必要性と実施方法の検討」を行い、実施することが必要な基本的事項を決定する。また、具体的な例示や留意事項を参考にして、各図書館に適した方法を検討した上で実施する。

実施にあたっては、資料（図書・新聞・雑誌・視聴覚資料など、以下同様。）の閲覧（視聴を含む）・貸出（以下、「資料利用」という。）、情報提供・相談（以下、「情報サービス」という。）、読書会・研究会・鑑賞会・映写会・資料展示会（以下、「読書会等」という。）の開催に関する様態等も考慮した創意工夫を図りつつ、新型コロナウイルスの感染拡大の予防に取り組むとともに、社会基盤としての図書館の役割を継続的に果たすよう努力することが求められる。

また、こうした取り組みを効果的にするためには、図書館職員が知識・技術を十分に獲得し向上させることを目指した研修活動を行うことも必要になる。

4. 感染拡大予防のための基本の理解

施設管理者は、図書館の規模や事業の形態を十分に踏まえ、館内及びその周辺地域において、当該図書館の職員（委託や指定管理者等の職員を含む）やボランティア等、ならびに、出入りする配送業者や発注資料等の納入業者等（以下、「従事者」という。）及び図書館に来館する利用者（以下、「来館者」という。）への新型コロナウイルスの感染拡大を予防するため、最大限の対策を講じるものとする。

本ガイドラインでは、図書館の特性に鑑み、いわゆる「三つの密」に加えて、「接触感染」を重視して策定している。「三つの密」に関しては、①密閉空間（換気の悪い密閉空間となっている）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられることから、これを避けることなど、自分自身が感染することを回避するとともに、他者に感染させないようにするための措置を取り上げている。また、「接触感染」に関しては、図書館内の設備・備品や資料への接触による感染拡大のリスクを考慮し、各図書館が適切な措置を講じられるよう、関係する事項を取り上げている。

「三つの密」だけを考えれば、適切な措置を講じれば、図書館内で濃厚接触が生じるリスクは低くなることが予想される。しかし、通常の開館が行われるようになり、来館者が自由に書架をブラウジングし、資料に触れる利用が広く行われるようになることを想定し、「接触感染」による感染拡大のリスクを検討することも基本としている。

なお、資料への接触によって、感染が拡大するかどうかは、専門家の間でも意見が分か

れる。しかし、海外のガイドライン等を確認すると、強く注意を促していたり、返却資料の保管・隔離に代表される方策を用いるよう推奨したりしているものもある。

各図書館が開館するかどうか判断するにあたっては、図書館の施設や周囲の環境、設置されている地域の状況等を十分に考慮し、図書館が所在する都道府県の知事からの要請等を踏まえて適切に対応することが求められる。開館する場合でも、提供できるサービスの範囲や種類について検討し、段階的に開館を進めることも考えられる。また、本ガイドラインに示された対策が難しいと判断した場合には、休館を継続しながらも、利用者が来館することなく受けられるサービスの提供を目指すことが望ましい。

サービスを限定した開館や休館を継続する場合には、職員体制を考慮し、感染拡大の予防策を徹底した上で、資料利用に関する様々な検討・工夫を続けるべきである。利用時間帯や滞在時間の設定、人数を制限した上での入館という選択肢もあれば、オンライン上で予約した資料の受け渡しに限定した貸出サービス、来館を求めずに郵送による資料の配送など、希望する者が何らかの形で資料を利用できるようにすることを目指す。情報サービスについては、図書館に来館しなくても、電話、FAX、電子メール等によって対応する方法もある。

5. リスク評価の実施

施設管理者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である①接触感染、②飛沫感染のそれぞれについて、図書館の従事者や来館者、関連事業者等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を講じる。

また、開館に伴って、大規模な数の人の移動や、県域を越える人の移動が想定されることもあり、③集客施設としてのリスク評価及び④地域における感染状況のリスク評価について留意する必要がある。

① 接触感染のリスク評価

接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位（書架、サービスカウンター、テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、OPACやPCのマウス・キーボード、タブレット、タッチパネル、蛇口、手すり、エレベーターのボタンなど）には特に注意する。

また、返却された資料や、図書館内で来館者が触れた資料に関しても、接触感染のリスク評価の対象とする。

② 飛沫感染のリスク評価

施設における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、施設内で飲食や会話をする場面がどこにあるかなどを評価する。

③ 集客施設のリスク評価

現下の状況にあって活動を再開した場合に、大規模な来館等が見込まれるか、県域を越えての来館が見込まれるか、人と人の距離が確保できるほどの来館にとどまるか、これまでの実績などを踏まえて、改めて評価する。

④ 地域における感染状況のリスク評価

地域の生活圏において、感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討する。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化する必要がある。

6. 基本的事項の実施の必要性と実施方法の検討

① 開館前に検討する事項

○提言に基づく感染拡大の予防策を徹底する。

- ・例えば、人との接触を避け、対人距離を最低 1m（できるだけ 2m を目安に）確保することが求められる。

○感染拡大の予防対策に関して、また、感染の疑いのある者が発生した場合において、速やかな連携が図れるよう、地域内の保健所との連絡体制を整える。

○高齢者や持病のある利用者については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重に、徹底したリスク回避の対応策を検討する。

○図書館は、所蔵する資料（図書・新聞・雑誌・視聴覚資料など）を閲覧に供し、貸し出しするなど、多様な業務があり、様々な接触機会がある。そのため、人と人の接触だけでなく、書架をはじめとする館内の設備や備品等への接触や、資料の接触利用に伴う感染の可能性について対処し、かつ、利用者に注意喚起を行う必要がある。

- ・例えば、フィルムコーティングした図書やビニールカバーを付けた雑誌、あるいは資料のページに新型コロナウイルスが付着した場合に、どういった影響があり、どうすれば影響がなくなるかといった点についての具体的な方法を、科学的根拠に基づいて示すことで、来館者も従事者等も安心してサービスを利用し、提供することができる。

- ・資料へのウイルス付着に関係する対策については、現時点で、オーストリア図書館協会等をはじめとする海外の関係団体が公表している情報において、返却後の資料を一定期間保管・隔離したり、返却そのものを延期したりすることを推奨する例が見られるため、これらを参考にすることが考えられる。

- ・利用者の入館を認めた場合には、手洗い・手指の消毒とともに、書架等で閲覧（ブラウジング利用を含む）した資料を直接書架に戻さず、返却台に置くよう求めるなどの注意喚起を利用者に対して徹底し、他の利用者や従事者の接触を防ぐ措置を講じる。

※注：株式会社未来の図書館研究所が、2020（令和2）年5月22日に、「新型コロナウイルス影響下の図書館：再開に向けた取組」と題する報告書を、下記の URL のもとで公表しており、海外の図書館協会等で作成されたガイドラインの概要を知

ることができる。

http://www.miraitosyokan.jp/future_lib/trend_report/covid-19_20200522.pdf

○感染拡大の予防のために、入場者の制限を実施する必要がある場合には、以下のような手段を用いることを検討する。

- ・入館可能時間、入館可能者数の設定
 - 入館の順番待ちの列を整える。
- ・閲覧スペースの座席数の制限等
 - 椅子の数を減らして間隔を空ける。
 - 互い違いに着席する。
- ・集団での来館の制限等
- ・時間制来館者システムの導入

○特定警戒都道府県内にある図書館は、リスク評価の検討の結果を踏まえ、知事からの要請等に留意し、館内外における過密解消、感染拡大の予防に向けて必要な対応を行う。

- ・例えば、より厳しい入館者の人数制限の実施、完全オンライン予約制の導入等を行う。

○「リスク評価」の結果、具体的な対策を講じても十分な対応ができないと判断された場合は、休館の継続、あるいは、特定の図書館サービスを中止又は延期することとする。

- ・第三者に図書館施設の利用を認めて行われる読み聞かせ会等の開催についても、その主催者に対して開催の自粛を促し、かつ、図書館施設の利用を認めないよう措置する。

② 来館者の安全確保のために、実施の必要性を検討する事項

○咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底を促す。

- ・手指の消毒には、アルコールを用いる。(以下、手指の消毒液に関する記載において同じ。)

○図書館の利用に障害のある人の利用に際しては、障害の種類や特性に配慮しながら、対応方法を調整する。

- ・例えば、障害者に対する介助方法の変更、視覚障害者に対する対面朗読の中止や代替措置の実施などが求められる。
 - 図書館の利用に障害のある人を介助する必要がある場合には、マスクの着用、手洗い・手指の消毒を一層徹底するなど、介助者との社会的距離の確保とは別の対策を講じる。車いす利用者を介助する場合にも、同様の対策を講じる。
 - 対面朗読の代替措置として、録音資料等の提供に加え、対面朗読をオンラインで実施することも考えられる。

○高齢者や図書館の利用に障害のある人への読書支援機器等の貸与物品については、十分に消毒する。

- ・十分な消毒が行えない場合は、貸与そのものを行わない。なお、消毒液は、アルコールまたは次亜塩素酸ナトリウム溶液（ただし手袋をして使用し、消毒直後に水拭きをする。）を用いる。（以下、物品・施設の消毒液に関する記載において同じ。）

○パンフレット等の配布物は、手渡しで配布しない。

○来館者に、来館前に健康状態の確認と検温を行うことを促す。下記の状態である場合は、改善後に来館するよう要請する。

- 37.5 度以上の発熱があった場合。
- 平熱比+1 度超過した場合。
- 息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさがある場合。
- 軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合。

- ・来館前に、上記の状態がある場合には、来館そのものを控えるよう、あらかじめ周知する。
- ・来館時に健康状態の確認や検温を行う際には、非接触型の体温計を使用するなど、対応する従事者への感染防止と検温器具の管理等に、十分留意する。
- ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合には、来館しないよう要請する。

○氏名及び緊急連絡先を把握する。

- ・氏名及び緊急連絡先の把握は、感染症に関する法律（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」や「感染症の新型インフルエンザ等対策特別措置法」など）の趣旨を背景として、提供するサービスの種類と内容、来館者の館内での行動の範囲、地域の事情や感染状況のリスク、従事者の業務体制、自治体の対応方針等を考慮しつつ、実施の必要性の有無を各図書館が主体的に判断した上で行う。
- ・他の手段を用いることにより、感染者と接触した可能性のある者の把握が可能な場合には、そうした措置で代替させてもよい。
 - 例えば、来館者が貸出利用券を所持している場合は、同意を求めた上で、その ID 番号を記録することにより、把握を可能にすることもできる。
 - 自治体の方針等に基づき、いわゆる感染者通知システムや接触確認アプリ等の活用を来館者に呼びかけることも考えられる。
- ・感染症に関する法律の趣旨に沿って、感染症拡大の予防のために、図書館が把握した氏名及び緊急連絡先が、必要最小限の範囲で保健所等の公的機関へ提供され得ることやその保存期間などを、来館者に事前に周知した上で、本人の同意を得て実施する。
- ・氏名及び緊急連絡先の把握に際しては、図書館利用のプライバシー保護に関する最大限の配慮を行う。

※注：この事項は、「図書館の自由に関する宣言（1979 年改訂）」との関係が深いことから、本協会の「図書館の自由委員会」が、下記 URL のもとで公表している関連

情報を、併せて参照することが求められる。

<http://www.jla.or.jp/committees/jiyu///tabid/854/Default.aspx#note02>

○感染した者が、図書館を利用した事実が判明した場合には、施設を一時休館し、保健所の指導に従い消毒等を行う。

・行政機関と連携の上、個人情報の保護に十分留意し、当該感染者の利用日時等をすみやかに公表するよう努める。

③ 従事者の安全確保のために、実施の必要性を検討する事項

○咳エチケット、マスクの着用、手洗い・手指の消毒を徹底して実施する。

○衣服や身に付けているものを、こまめに洗濯・消毒する。

○従事者に対して定期的な検温や健康記録を促し、下記の状態が記録された場合は、必要に応じて医療機関、保健所等の受診を促すとともに、管理者は診断結果の把握に努める。

➢37.5度以上の発熱があった場合。

➢平熱比+1度超過した場合。

➢息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさがある場合。

➢軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合。

○出勤体制等については、施設の管理・運営に必要な最小限度の人数とするなど、業務のローテーションを調整する。

○従事者に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報を提供する。

④ 資料利用及び情報サービスに当たって、実施の必要性を検討する事項

○本の貸出にあたっては、サービスカウンターの定期的な拭き取り消毒、従事者及び来館者の手指衛生励行など、可能な限りの接触感染に対する予防策を講じる。

○利用者と対面で貸出手続等を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより、来館者との間を遮断し飛沫感染を予防する。

○カウンターの順番待ちでは、フロアマーカを設置するなど、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けて整列を促す等、人が密集しないよう工夫する。

⑤ 読書会等の開催に当たって、実施の必要性を検討する事項

○主催者も参加者もマスクを着用することを義務づける。

○換気を励行する。

○来館者同士の距離を最低1m（できるだけ2mを目安に）確保できるように、フロアマーカを設置するなどして、人が密集しないように工夫する。

○館内における不必要な会話について注意喚起する。

○読書会等の開催に際した飲食物の提供は行わない。

○感染が疑われる者が発生した場合、以下のとおり対応する。

- ・速やかに別室へ隔離する。
- ・従事者は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じて対応する。
- ・発生した部屋を換気する。
- ・図書館及び主催者は保健所へ連絡し、消毒や濃厚接触者調査の指示を受ける。
- ・行政機関と連携し、当該感染者の利用日時等をすみやかに公表する。
 - 公表に際しては、個人情報保護に、十分配慮する。
- ・感染者と接触した従事者及び参加者の把握に努める。
- ・症状が重篤な場合は、保健所とも相談し、医療機関への搬送を依頼する。

⑥施設管理に関して、実施の必要性を検討する事項

ア) 館内

- ・清掃、消毒、換気の実施を徹底する。
- ・入館時等に行列が生じる場合、フロアマーカ―を設置するなどして、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けて整列を促す等、人が密集しないよう工夫する。
- ・他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場が最小限になるよう工夫する。
 - 特に、高頻度接触部位（サービスカウンター、テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、OPACやPCのマウス・キーボード、タブレット、タッチパネル、蛇口、手すり、エレベーターのボタンなど）に注意する。
 - 返却された資料や、図書館内で来館者が触れた資料に関しても注意する。
- ・清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底する。
- ・清掃やごみ廃棄作業を終えた後は、手洗い・手指の消毒を励行する。

イ) サービスカウンター

- ・利用者と対面で貸出手続等の作業を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより、来館者との間を隔離する。
- ・カウンター利用の順番待ちでは、フロアマーカ―を設置するなどして、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けて整列するよう促す等、人が密集しないよう工夫する。
- ・サービスカウンターの定期的な拭き取り消毒を行う。消毒は、一日に2～3回は必要であり、開館前又は閉館後は必ず行う。

ウ) ロビー、閲覧スペース、学習スペース

- ・座席等の間隔を最低1m（できるだけ2mを目安に）確保したスペースとなるよう工夫する。
- ・常時換気する。
- ・対面での飲食や会話をできる限り行わないよう、来館者に働きかける。
- ・テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。

- ・従事者が使用する際は、入退室の前後に、手洗い・手指の消毒を行う。

エ) 書架でのブラウジング利用

- ・来館者に対して、書架でのブラウジング利用前と利用後に、手洗い・手指の消毒の励行を促す
- ・来館者が密集しないよう、従事者の巡回による声かけや掲示・放送等により注意喚起に努める。
- ・長時間にわたる滞在をしないよう、来館者に働きかける。

オ) 蔵書検索用機器、閲覧用パソコン等の設置スペース

- ・来館者に対して、機器等の利用前と利用後に、手洗い・手指の消毒の励行を促す。
- ・パソコン等の物品の消毒を定期的に行う。
- ・可能であればキーボードカバーをかけ、利用者が変わるごとに消毒等を行う。
- ・利用者同士が一定の距離を空ける措置をとるとともに、必要に応じ利用人数を制限する。

カ) トイレ

- ・不特定多数が接触する場所（便座、床、ドアノブ、洗面台の水栓など）は、清拭消毒を行う。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ペーパータオルや個人用タオルを準備する。
 - ハンドドライヤーは使用しない。
- ・トイレに人が密集しないように、フロアマーカを設置するなどして、最低 1m（できるだけ 2m を目安に）の間隔を空けて整列するよう促す等の工夫を行う。
- ・清掃者は、必ずマスクと手袋を着用し、可能であれば換気しながら清掃する。

⑦ 広報・周知に関して、実施の必要性を検討する事項

- ・来館者及び従事者に対して、以下のことを周知する。
 - 社会的距離の確保の徹底。
 - 咳エチケット、マスク着用、手洗い、手指の消毒の徹底。
 - 健康管理の徹底。
 - 差別防止の徹底。
 - 本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応方針の徹底。

附記

1. 本ガイドラインは、公共図書館に適用することを基本にしている。学校図書館、大学図書館、専門図書館等において、このガイドラインを援用する場合には、それぞれの図書館の種類・特性、役割、固有の環境に十分留意して、慎重に対応する必要がある。

2. 本ガイドラインは、5月20日に本協会から示した「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインの[「来館者名簿の作成」の運用に関する補足説明](#)」の内容を踏まえて更新している。
3. 本ガイドラインは、2020（令和2）年5月25日現在の状況に基づくものであり、今後、必要に応じてさらに更新する。また、ガイドライン中の特定事項の詳細や事例を示す必要が生じた場合には、迅速に提示するために、本協会のホームページに掲載する。

2020年5月14日

各都道府県立図書館長様

公益社団法人日本図書館協会
理事長 小田 光宏
(公印省略)

「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」について（送付）

新型コロナウイルス感染症の対応で各図書館におかれましては、休館措置を含め、様々にご対応されていることと存じます。5月4日に政府から発せられた「基本的対処方針」において、図書館の再開が認められ、また、今後緊急事態宣言が解除される対象地域が広がるに伴い、休館していた多くの図書館も開館するものと思われます。

このガイドラインは、それぞれの図書館が、開館してサービスをするにあたって感染拡大の予防策を講じるための一助となることを目指して、注意すべき事項を整理したものです。

各図書館の皆様には、感染拡大の予防に向けて、このガイドラインを有効にご活用いただきますようお願いいたします。

また、各都道府県内の市区町村立図書館様にも、ご転送いただき、ガイドラインのご利用を促していただければ幸いです。

感染予防に努められている皆様にとって、一日も早い日常が参りますことを、心からお祈り申し上げます。

担当：公益社団法人日本図書館協会
公共図書館部会事務局担当理事 鈴木
〒104-0033 東京都中央区新川1-11-14
ファクス 03-3523-0841
メールアドレス suzuki@jla.or.jp
ホームページ <http://www.jla.or.jp/>

※現在、業務体制を縮小しているため、電話での対応ができないこと、お許しください。

別紙

県立図書館のコロナウイルス感染防止対策について

基本的事項	出入口付近に特別に設置した窓口のみで対応し、閲覧室等への立ち入りは禁止する
密閉空間を避けるための対応	出入口を常時開放し、換気を徹底
密集を避けるための対応	窓口前の床にテープを貼付し、列の間隔を2m以上確保
密接を避けるための対応 (飛沫感染リスクへの対応)	来館者にマスクの着用を依頼
	飛沫遮断のため、窓口にアクリル板・ビニールカーテン等を設置
接触感染リスクへの対応	出入口にアルコール消毒液を設置し、来館者に入退館時の手指消毒を促す
	手すりなど複数の人が触れる場所を消毒
	返却された図書は、24時間以上の待機期間を設ける
職員の衛生対策	職員は手洗いを徹底
	職員はマスクの着用を徹底
県民への事前周知 (ホームページ、館内掲示など)	体調不良時は来館をご遠慮いただくことや、せきエチケット等に協力いただけるよう依頼

図書館 彩の国「新しい生活様式」安心宣言

令和2年5月21日

私たちは、以下の全てのことを遵守することを宣言します。

- 1 三密を徹底的に回避します。
 - ・毎時の換気
 - ・一定数以上の入場制限
 - ・滞在時間の制限
 - ・館（室）内での密集防止
 - ・社会的距離の確保

- 2 感染防止の対策を行います。
 - ・発熱などの症状がある方の来館自粛要請
 - ・症状がある職員の出勤制限
 - ・手洗いや手指消毒を来館者に依頼
 - ・職員のマスク着用や手洗いを徹底
 - ・他者と共有する物品や手が触れる場所の清拭消毒
 - ・鼻水、唾液のついたゴミはビニール袋に入れて密閉

- 3 安全のための設備にします。
 - ・入口等に消毒設備、体温計を設置
 - ・対面場所の遮蔽
 - ・ペーパータオルや個人タオルの使用、ハンドドライヤーの使用中止

- 4 安心に向けた工夫をします。
 - ・事前予約の最大限の活用
 - ・衣類や身につけているものをこまめに洗濯

- 5 行いません、行わせません。
 - ・閉鎖空間での大声

- 6 極力制限します。
 - ・一度に休憩する人数の制限
 - ・対面での食事や会話の制限

- 7 重症化リスクに配慮します。
 - ・高齢者や持病のある方への配慮

 - 8 新しい働き方に向け努力します。
 - ・ローテーション勤務、時差通勤

 - 9 図書館としての取組
 - ・来館者の安全確保のため、来館者自身による来館日時の記録を推奨
 - ・座席の間隔を十分確保
 - ・来館者にマスク着用・咳エチケットを依頼
 - ・滞在時間や入場人数の制限
 - ・入館時の体調チェックの要請
 - ・カウンター等の順番待ちやおはなし会等の開催に当たっては、来館者同士の距離を最低1m（できるだけ2mを目安に）確保
 - ・おはなし会等の開催に際して飲食物の提供は行わない
 - ・テーブル、椅子等の物品を定期的に消毒
- *その他、公共図書館については（公財）日本図書館協会による「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」に沿って対応するとともに、ほかの図書館においても当該ガイドラインを踏まえた対応とする。

彩の国「新しい生活様式」安心宣言

～ 私たちは以下のすべてを遵守することを宣言します ～

1 三密を徹底的に回避します

- ・毎時の換気
- ・一定数以上の入場制限
- ・滞在時間の制限
- ・館（室）内での密集防止
- ・社会的距離の確保

2 感染防止の対策を行います

- ・発熱などの症状がある方の来館自粛要請
- ・症状のある職員の出勤制限
- ・手洗いや手指消毒を来館者に依頼
- ・職員のマスク着用や手洗いを徹底
- ・他者と共有する物品や手が触れる場所の清拭消毒
- ・鼻水・唾液のついたごみはビニール袋に入れて密閉

3 安全のための設備にします

- ・入口等に消毒設備、体温計を設置
- ・対面場所の遮蔽
- ・ペーパータオルや個人タオルの使用、ハンドドライヤーの使用中止

4 安心に向けた工夫をします

- ・事前予約の最大限の活用
- ・衣類や身につけているものをこまめに洗濯

5 行いません、行わせません

- ・閉鎖空間での大声

6 極力制限します

- ・一度に休憩する人数の制限
- ・対面での食事や会話の制限

7 重症化リスクに配慮します

- ・高齢者や持病のある方への配慮

8 新しい働き方に向け努力します

- ・ローテーション勤務、時差通勤

業種別宣言 図書館として次の取組を行います

9 図書館としての取組

- ・来館者の安全確保のため、来館者自身による来館日時の記録を推奨
- ・座席の間隔を十分確保
- ・来館者にマスク着用・咳エチケットを依頼
- ・滞在時間や入場人数の制限
- ・入館時の体調チェックの要請
- ・カウンター等の順番待ちやおはなし会等の開催に当たっては、来館者同士の距離を最低1m（できるだけ2mを目安に）確保
- ・おはなし会等の開催に際して飲食物の提供は行わない
- ・テーブル、椅子等の物品を定期的に消毒

*その他、公共図書館については（公社）日本図書館協会による「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」に沿って対応するとともに、ほかの図書館においても当該ガイドラインを踏まえた対応とする。

宣言日：令和2年5月21日

名称：埼玉県図書館協会

※詳細はウェブページ（<http://www.sailib.com/>）をご覧ください



埼玉県マスコット「コハトン」「さいたまっち」

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた 市主催のイベント等についての対応方針

令和2年6月1日（更新）

1. 基本方針

以下をすべて満たすイベント等を除き、中止または延期を検討する。

- ① 参加者が特定できるもの（事前に予防対策等の周知が可能）
※不特定を対象とするものであっても、参加者を特定するための手続きがなされるものは可とする。
- ② 感染拡大防止の対策ができるもの

2. 開催方針

開催を決定したイベント等は、以下の対応をする。

- ① 参加者の体調確認（事前または受付時に風邪のような症状があるか、体温は高くないかを確認）
※体調不良と思われる場合は、参加を控えていただく。
- ② 手洗い、手指消毒やマスク着用を含む咳エチケット等の励行
- ③ 身体的距離の確保
- ④ 参加者を特定するための手続きの実施
- ⑤ 屋内開催時の会場のこまかな換気

3. 対象期間等

令和2年6月1日以降のイベント等に適用し、状況により適宜見直すこととする。

4. その他

国、県や他市町村の動向を注視するとともに、関係機関への周知を図り、協力を促す。